

平成29年第1回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第4日目）

本日の会議 平成29年3月16日

招集場所 長与町議会議場（第1委員会室）

出席委員

委員 長	喜々津 英 世	副委員 長	中 村 美 穂
委 員	安 部 都	委 員	安 藤 克 彦
委 員	金 子 恵	委 員	岩 永 政 則
委 員	山 口 憲一郎	委 員	堤 理 志

欠席委員

な し

職務のため出席した者

議会事務局長	中山 庄 治	係 長	細 田 浩 子
--------	--------	-----	---------

説明のため出席した者

企画財政部長	久保平 敏 弘		
(政策企画課)			
課 長	荒 木 隆	課長補佐	峰 修 子
係 長	尾 田 光 洋	主 任	伊 藤 央
(税務課)			
課 長	荒 木 秀 一	課長補佐	山 崎 昇
課長補佐	福 本 美也子	係 長	久 原 和 彦
係 長	池 田 麻 夢		
(収納推進課)			
課 長	宮 崎 伸 之	課長補佐	木 戸 武 志
係 長	島 典 明		
(財政課)			
課 長	田 中 一 之	課長補佐	木 須 紀 彦
係 長	入 江 彩 子		
住民福祉部長	久 松 勝		
(住民環境課)			
課 長	栗 山 浩 二	課長補佐	小 林 純 子
課長補佐	森 内 秀 朋	係 長	荒 木 啓 二

係 長 長 谷 裕 志
(福祉課)

課 長 森 川 寛 子
係 長 江 口 美 和 子
(こども政策課)

課 長 村 田 ゆ かり
課 長 補 佐 北 野 靖 之
係 長 石 川 俊 介
主 任 志 田 瞳

主 査 松 本 雄 輔

課 長 補 佐 山 口 総 一 朗
係 長 原 雅 美

参 事 鋏 取 由 美
課 長 補 佐 松 尾 郁 子
主 任 久 保 麻 衣 子

本日の委員会に付した案件

議案第 17号 平成29年度長与町一般会計予算

開 会 9時26分

散 会 17時06分

○委員長（喜々津英世委員）

おはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務文教常任委員会を開きます。これから議案第17号の平成29年度長与町一般会計予算の企画財政部所管を行います。

まず、政策企画課所管から審査を行います。議案の説明を求めます。

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

改めまして皆さまおはようございます。それでは政策企画課所管分の平成29年度一般会計予算をご説明をいたします。まず、概要でございますが、平成29年度におきましては人件費を除いた総額で歳入835万6,000円、これは昨年よりも125万2,000円の増となっております。また、歳出が3,973万7,000円、これは昨年よりも2,264万5,000円の増と、歳出が大幅な増加となっております。その主な要因は公共施設の劣化状況調査の業務委託によるものでございます。

それでは、歳入から説明書に沿って、ご説明を申し上げます。

18、19ページをお開きください。13款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金2節地域活性化補助金でございます。地方創生推進交付金に19万4,000円計上をいたしております。この交付金につきましては、長崎県と県下21の市町が連携して地域再生計画を5か年計画として策定をいたしまして、今年度、国の認定を受けたものでございます。本町に関する事業につきましては、県と県下21の市町で共同設置する長崎移住サポートセンターの運営費負担金で来年度が2年目の実施となります。補助率は2分の1でございます。同じく2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金、その中の1番下の地域少子化対策重点推進交付金33万4,000円でございます。この交付金は地域における少子化対策を推進するための取組について事業費の2分の1が措置されるものでございまして、婚活応援パンフレットの作成業務委託料への充当を予定しております。次に22、23ページでございます。14款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金1節総務管理費補助金の土地利用規制等対策費交付金15万9,000円でございます。続きまして24、25ページ、14款県支出金3項委託金1目総務費委託金5節の統計調査費委託金でございます。まず学校基本調査事務委託金6,000円、これは昨年度と同額でございます。次の26、27ページの1番上でございます。工業統計調査事務委託金9万4,000円、これは昨年度1万1,000円でしたが29年度に実施をされます調査に係る委託金でございます。次の商業統計調査事務委託金2万2,000円、これは30年度に実施される調査の準備経費でございます。次の市町村権限移譲等交付金移動人口調査2万3,000円、昨年度と同額でございます。次が就業構造基本調査事務委託金100万9,000円、これは29年度に実施されます調査に係る委託金でございます。次の住宅・土地統計調査事務委託金本調査準備20万円ですが、30年度に実施される調査の準備経費でございます。経済センサ

ス事務委託金4,000円、これは毎年度、調査区の管理費として委託金が交付されるということになっております。次の統計調査員確保対策事業委託金2万5,000円でございます。続きまして、28、29ページ、15款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金の下から3行目ですね、国際交流基金運用収入、これは1,000円の存目計上でございます。

次に30、31ページ、17款繰入金2項基金繰入金2目国際交流基金繰入金でございます。32万4,000円、昨年度は44万円でございます。長与町国際交流協会への補助金、この財源としてこの基金は充てておりますけれども、補助金の見直しにより充当する基金についても減額となっております。

次が34、35ページでございます。19款諸収入5項雑入の真ん中から少し上ですね、長崎県市町村振興協会国際交流支援事業補助金176万円でございます。これは昨年度と同額となっております。先ほど申し上げましたとおり町の国際交流協会の補助金の財源の一つとなっております。見直しにより充当額を129万6,000円に減額する一方で、残りの46万4,000円を教育委員会が実施をいたします英語推進事業の一部に充当をするということにしております。いずれにつきましても事業費の5分の4が措置されるというものでございます。同じく雑入の、とうけいながよ売払収入でございます。1,000円の存目計上でございます。

続きまして歳出にまいります。54、55ページをお開き下さい。2款総務費1項総務管理費8目企画費でございます。1節の報酬は、総合開発審議会委員報酬14万1,000円、10名の2回分を想定しております。男女共同参画推進委員会委員報酬42万2,000円、12名の5回、これは第2次計画、現行計画の次の計画の策定に向けまして3回、例年より多く想定をしております。次のまち・ひと・しごと創生推進委員報酬21万1,000円、15名の2回を想定しております。次の2節給料、3節職員手当等、次のページの共済費の共済組合負担金、ここまでの企画財政部長以下、政策企画課職員8名分の人件費でございます。同じく4節の社会保険料16万1,000円は、育児休業代替職員の分でございます。その次の7節賃金、これも同じく育児代替職員の賃金111万6,000円及び通勤手当の5万8,000円、いずれも2名分となっております。8節報償費10万円は男女共同参画の講師謝礼及び託児謝礼でございます。9節旅費の普通旅費38万1,000円、政策企画の所管する事務は幅広くございまして、企画総務、結婚事業、公共交通、土地利用、男女共同参画、国際交流、地方創生それぞれの事業におけます会議や事務連絡に係る経費でございます。研修旅費3万8,000円は男女共同参画に係るもの。費用弁償11万円は1節の報酬に伴う各種委員に係るものでございます。11節消耗品費の36万5,000円、これも各種事業に係る経費、それから食糧費6万8,000円は会議等のお茶代が主でございます。印刷製本費10万8,000円は男女共同参画計画の作成に係る経費でございます。13節委託料は結婚相談業務委託料172万円、これは前年度同様、社会福祉協議会への委託を想定し

ております。次の長与婚活応援パンフレット作成業務委託料67万円は、結婚相談事業を社会福祉協議会委託して取り組んでおります。これについてはホームページですとか、広報紙で周知を図っているところなんですけども、十分に浸透していないという状況を現場の方からもお聞きをしております。そこで効果的な周知、利用促進を図ることと、出会いから交際、結婚、出産、育児といったライフステージに関する基礎的な情報を分かりやすく提供するためにパンフレットを作成するものでございます。次の公共施設劣化状況調査業務委託料2,953万8,000円は、今年度策定をいたします公共施設等総合管理計画に基づき、今後個別計画の策定という流れになっていくんですけども、まずは施設の劣化状況、想定耐用年数ですとか、劣化の箇所、その度合を調査するものでございます。これによりまして、施設の改修経費の概算ですとか、それを実施する時期の想定、また長寿命化を図っていく上で施設ごとの優先順位をつけるということで、コストの平準化につなげたいというものでございます。主要な公共施設76施設のうち、比較的新しいものですとか、既に長寿命化計画を策定しているもの、それから公営企業の施設などを除く33の施設を想定しております。次に14節使用料及び賃借料は有料道路等使用料の9,000円及び施設使用料が1万円でございます。19節負担金、補助及び交付金につきましては、下から3行目の大学による地域活性化事業補助金以外が政策企画課の所管でございます。主なもののみご説明をいたします。まず1点目の長与町国際交流協会補助金162万円でございます。これは歳入でご説明をしましたとおり、協会への補助金の見直しにより前年度から58万円を減額しております。学童保育の児童を対象とした青年交流事業について、町内を一巡したということから一旦休止をする。一方で、教育委員会が実施をいたします英語推進事業に振り替えるもの。その他29年度に協会が実施する事業について内容を精査したものでございます。

次の58、59ページをお開きください。1番上の長崎移住サポートセンター運営費負担金38万8,000円は、歳入でご説明したとおり本年度、国の交付金の認定を受けたもので、長崎移住サポートセンターの運営費に対する負担金でございます。25節積立金は国際交流基金の積立金で1,000円の存目計上でございます。

少し飛びまして74、75ページをお開きください。2款総務費5項統計調査費1目統計調査総務費でございます。これは統計総務及び統計調査委員確保に要する経費で9節に旅費として8,000円、次のページの需用費として、消耗品費に3万9,000円、食糧費に9,000円を計上しております。同じく2目基幹統計調査費でございます。29年度は工業統計調査と就業構造基本調査が実施をされます。また、30年度に実施がされます商業統計調査と住宅土地統計調査の準備経費を計上しております。1節報酬に97万5,000円、内訳としまして統計指導員の報酬が8名分、23万2,000円でございます。統計調査員報酬が19名分の74万3,000円でございます。報償費に6万8,000円、旅費に9万円、需用費に19万3,000円、12節役務費に3万2,000円をそれぞれ統計調査に係る経費として計上をしております。なお、この基

幹統計調査に係る経費は、職員の人件費を除きまして全てが歳入でご説明した委託金として措置がされるものとなっております。説明書につきましては以上でございますが、別添の主要な施策に関する説明書11から12ページに政策企画課分の主な事業を掲載していますので、合わせてご参照をいただければと思います。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（喜々津英世委員）

それでは説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

まず、歳入の部ですが、18、19ページ、ここで何かありましたらどうぞ。

次22、23、14款2項関係、これは1目1節土地利用規制交付金、ここはいいですか。次24、25ページの一番下、学校基本調査事務委託金6,000円ほか、次のページの統計調査員確保対策事業委託金まで、ここで何かありませんか。なければ次、15款1項2目1節の28、29ページの方、下から3番目、存目計上です。それから次30、31ページ、17款2項2目基金の繰入金32万4,000円、ここはいいですか。

次34、35、19款5項1目1節の部分です。中ほどのちょっと上、長崎県市町村振興協会国際交流支援事業補助金、それからとうけいながよ売払収入、これ存目ですね。ここはいいですか。

では、次に歳出行きます。54、55ページ、お開きください。2款1項8目企画関係です。次のページまで含めて結構です。何かありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

男女共同参画の推進委員会委員の報酬ということで、ご説明の中で次期計画を策定するのに会議が29年度、通常よりも多く開かれるということなんですが、これに関連して現在、今まで計画をしてきた中で、何らかの課題を見つけて今後、それをどう改善していくかというのが、当然この中でもこの委員会の中で、そういったことも話されると思うのですが、現在、事務局的な関わりをされてる立場からそのあたりをいくつか抽出したりというのはもう既になされているのか。このあたりはいかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

現行の計画に係る進捗状況ということでございますけども、毎年度、庁舎内の職員で構成します推進委員に所管の取組状況がどうであるかという調査を行いまして、取りまとめた結果をこの補修計上しています委員会の中で報告をして、改善点等いろんなご意見をいただいているところです。28年度においても、もう既に実施をして、いろんなご意見もいただいておりますので、これも踏まえて来年度も新しい計画策定へ向けて進めていきたいと考えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

男女雇用参画ということが言われて、例えばですけども、以前、看護婦と言われてた方々が看護師というふうに呼称を変えたり、職業と性差を、この職種は女性の仕事、これは男性の仕事ということで、そういう呼称をなくそうということで、様々呼称が変えられてきましたよね。そういう中で町の今までの計画の家庭地域における男女共同参画の重要性というところの中に、「特定の性や年齢層で担われがちな地域おこし、まちづくり等について、男女共同参画の視点を反映させていくことが求められます。」と書いてあるわけなんですけど、今回の予算書とか、また地域での話を聞く中で、ちょっと2点ほど私も気づきがあるんですけど、1点はこの予算書の中で自衛隊、自衛官の父兄会という言葉があるんですね。一般的にもうこの父兄という言葉は使われずにだんだんこれは保護者と言い変えることが適切だと言われておりまして、これがどうなのかというのが1点と。もう1つは、PTAの関わりで交通安全母の会というのがあるんですけど、これも母という、交通安全のそういう指導をするのが女性の役割なんだというようなことどうなのかということも地域の方からお聞きをしまして、私もなるほどなと思いました。これはそれぞれ上部団体がありまして、長与町だけではなくて全国のそういう父兄会なり母の会というのがあるので、長与町だけでどうこうではないのですが、そういったことも下からの議論といいますか、土台の方からこれおかしいんじゃないかと気づきが議論の中であったら県なり国なりのそういう団体の方に上げていくというの、必要なことではないかなと思うんですけど、そういったことも議論の対象にすべきではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

まずは、ご質問の前段の部分で地域おこし、まちづくりの中での女性の活躍またはその職種の名称ですね。これにつきましては平成27年の9月に女性活躍推進法というのが施行をされておりまして、現行の計画の中にはこの観点というのが入ってないんですけども、新たにこの観点を盛り込んだ計画にすると想定をしております。その中で詳しくその関連があるかどうか分かりませんが、そういった現状にそぐわないといいますか、名称ですね。こういったものも各課に先ほど申し上げた推進員がおりますので、そういった提案をいただきながら策定を進めていきたいと考えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

57ページ。男女共同参画の講師謝礼ですけども、今年はどうのような形で、いつご

る講演を誰にしようというふうに考えていらっしゃるのか。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

今想定しておりますのは、DV防止の授業の講師、3中学校それぞれでございますけれども実施をしたいと考えております。講師としてましては、今年度も同様だったのですけども、DV防止長崎の方から講師をお願いをしたいと考えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

その下に行きまして、長与婚活応援パンフレット作成なんですけども、これはなかなか今まで浸透してないという状況でパンフレットを作成ということですが、このパンフレットを作成してどちらにどのように配布されるのか。そしてまた配布先ですよね。そのパンフレットでどのくらいの浸透を図ろうとしているのか教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

このパンフレットにつきましては世帯配布を想定しています。というのが結婚相談事業の周知もそうなんですけども、独身世帯についてはもちろんそうですね。結婚された世帯それから子育て中の世帯、そうした方々へも子育てに関する情報の提供ということで考えておりますし、子育てが終わられた世帯についても、例えば、結婚相談事業の中でお世話やきさんですとか、いろんなボランティアの活動もいただいておりますので、そうした活動をしていると。もしかしたらその中で自分もというご意思があられる方も出てくるかもしれませんし、高齢世帯については、お孫さんにそうした單身の方がいらっしゃれば情報提供ということができるのではないかとということで、広く周知をしていきたいということで考えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

了解しました。その下の国際交流の補助金が58万円の減額で英語推進の方に振り替えということをおっしゃいましたけど、どのような具体的な内容を考えていらっしゃるのか教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員、それは教育委員会の管轄ですので、ここでは関係ありませんから質問を変えてください。

他にありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

同じ13節委託料の婚活パンフレットの件ですけれども、この金額の積上げについては主要な施策のほうに記載されているわけですよ。委託料という形で書いてあるんですけれども、その中に実行委員会謝金という項目があります。それとこの消費税というのは、これがまた何に対する消費税なのかというのがちょっと、こういった形で出るのは珍しいので、ここについてまず、どのような形で製作をするのかということ。このパンフレットを製作するのかという、そこの説明をいただけますか。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この応援パンフレットでございますけれども、まず1つは、社会福祉協議会に委託をしております結婚相談事業の周知というものがございます。ですので、この委託先としては社会福祉協議会を現在想定をしております。その中でいろんな関係者が寄って、例えば商工会ですとか、住民の方々、そういった方で組織をする実行委員会を設置して、その中でどういった内容にするのが適切かといいますか、広く周知ができるのかということを考えていきたいということで謝金として計上しております。全ての経費について、そのかかる経費について、消費税という形で別途掲載をしてるという形になっております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

同じく結婚相談の業務委託の件なんですが、内容については町の事業ですけれども、社協のほうに委託するというのは理解しているんですが、それとあわせて、最近、去年ぐらいですかね、県もこの婚活事業を推進しているとお聞きするんですが、内容的に県の事業と町の事業というのが、すみ分けというのはきちとなされているのか。重複することはないのか。このあたりはいかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

県の方もこちらの方は、電算システムといいますか、ICTを活用して登録といいますか、单身の方がシステムに登録をし、要件に合った相手方、相手を探すといいますか、抽出するといいますか。そうした形で出会いを促すという形で構築がされております。これは県それから県下の21の市町が連携して取り組んでいるというものでございます。現在のところ、県にセンターが1か所、それから県北、県央、島原に3か所の支所とい

う形を設けまして、希望者はそこへ出向いてタブレットを用いて登録する。もしくは、マッチングをするということになっています。その先でございますけれども、マッチングした後にサポーターの方々が、その後の支援を、おつき合いから結婚までということ
で支援をしていくという流れになっております。

一方、本町で行っている結婚相談事業につきましても、電算システムでないながらも同じような仕組みで、きめ細やかなサポートをしているというところですよ。やっている事業については、同じようなものでございますが、やはり町内だけありますと登録者数も現在100名弱ということで、なかなかお相手に広がりがない。そうした面では、県下全域、昨日の新聞に載ってましたけど715名でしたか。2月末現在ですね、という登録者があるという中で、いろんな効果的なイベントであったり、そうした中で数が多いということもあって、出会いの可能性が広がるという面では1つメリットがあるのではないかと考えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。次のページ58、59、移住サポートセンター運営、ここまでが政策企画の部分です。いいですか。次74、75、2款5項1目統計調査関係です。次のページ、中ほどまで、1目、2目、合わせて質疑ありましたらどうぞ。ありませんか。歳入歳出、総体的にありましたらどうぞ。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

外から見てみますとよく見えるというのは何でもそうなんですけども、現在、企画でやっているのが、列記をしてみますと地方創生とか、総合管理計画の劣化の調査とか、あるいは総合計画はできてしまったんですが、この推進とかあるいは男女共同参画の仕事、公共施設の状況調査の業務とか、国際交流とか、地域交通網の改善計画、試行運転に向けて、また連携中枢都市の関係ですね。非常に多い、人数が8人でしたかね。そういう中で大変な事業量を抱え込んでしまっているんじゃないかというような外から見ますと感じるわけなんです。しかし、ややもするとよそに関連がないようなものは、全部企画に持ってくるというそういう考え方もよく理解はするんですが、例えば、婚活の事業が果たして企画の仕事なのかということを私は感じます。それとこの前の一般質問でもあったと思うんですが、空き家調査、これも企画が答弁したのではなかったかな。そういうこと考えますと余りにも抱え込んでしまっているんじゃないかというのが一つ。それと一定、業務が進行していきますとやっぱり所管に戻してあげると、そういう政策的に打ち出していかなければ、どうなの、どうなのと言いながら全部企画にしまおうというようなことが、ややもすると有り得るわけなんです。よく経験上も分かります。しかしながら今言いますように、ある一定の流れがきますと、それは本来というか、そういうところに戻していくような調整が必要だと、したがって1つは手つかずになっていくような感じも感じられるわけですよ。そういうことからもう少し整理をするところ

はしながら、受けるところは受けていいわけですが、あるときには整理をしながら限られた人数であるわけですので、それが中途半端に終わってしまっただけは何も効果は見えないわけですから、そうあってはいけないとつくづく感じておりますので、そのあたりを部長どのように考えておられますか。

○委員長（喜々津英世委員）

直接、予算とは関係ない部分ですけれども、要するに業務が非常に多岐にわたっているということに対する心配からの質問です。

久保平部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

おっしゃるとおり政策企画課、幅広い分野、領域にわたって仕事をしているという状況でございます。昨今ですね、新たな取組と申しますか、地方創生などがその代表格なんですけど、いろんな事業が出てきていると。基本的に政策企画課が所管するのは、国で言うところの内閣府が所管していると。各省庁に横断的な課題としてあるものを内閣府が調整をして、主導的に進めていくというような部分です。長与町の庁舎内ではそれを政策企画課が担っているという部分がございます。近年、仕事がたくさん従前に比べますと増えてきているというのは、この地方創生の部分が非常に大きいということがございます。それと本町特有の事情として機構改革の中で政策推進課というのがございまして、町長のある意味目玉事業というものをそこでやっていたと。それが機構改革によって政策企画課の中に取り込まれたという部分があって、ご指摘の婚活などがとりあえず政策企画課に来ているというところがございます。これも私どもとしても、本来、福祉部門が国などは担っておりますので、一定、道筋をつけた後に本来あるべきところにお返しするというのを当然私どもとしても考えている次第でございます。

何せ限られたスタッフでやっておりますので、ご懸念のように、マンパワーの不足によって、結果的に中途半端になることがないように、それについては十分留意をして進めてまいりたいと考えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

最初に課長が説明をされたかもしれないんですけども、55ページの男女共同参画推進委員会の委員の件でご質問なのですが、委員の選定については、どういった方々からの委員なのか。また、任期等があって代わっていくものなのか、そこを教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

委員の構成についてのお尋ねです。

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

男女共同参画推進委員会の委員の構成でございますが、まず任期が平成28年の10月1日から2年間ということになっております。今年度、委員の改選を行いまして主な方々といえますか、こういった方々なのかと申し上げますと、老人クラブ連合会の会長であったり、婦人団体連絡協議会の会長、民生委員、児童委員など各種団体から、それから学校長、コミュニティ地区連絡協議会、それから公募としてもお1人いらっしゃいます。あと県の方の男女共同参画の推進アドバイザーですとか、推進委員というのもいらっしゃいますので、こうした方々に入らせていただいているというところでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

分かりました。今、お尋ねしたのは、男女共同参画の委員、詳しく説明ありがとうございます。どこもいろんな団体の会長とか、そういう方々がなられていると思います。それはもちろんいいと思うんですけども、いろんな委員会に行っても結構同じ方が何かいろいろこれが別に悪いと言っているわけではないんですけども、例えばその団体の会長が2年ないし3年でお代わりになられれば、そういう新しい意見といえますか、別に同じ方がしてるから悪いと言っているわけではないんですが、この企画の委員会でも、他のところでも例えば福祉関係とか計画を策定すると言って私も呼ばれたんですけど、そういうところになると変わっていく団体は新しいメンバー、新しいお考えがあるのかなと思うんですけども、そこについてはどのように思われていますか。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この委員会につきましては、設置の要綱の中に一部充て職として、おっしゃられたようなそれぞれの団体の会長ですとか、商工会ですとかいうものがございます。一定この要綱どおりいけばそうした方々は、その任期に応じて代わられるもしくはそのままお願いをすることになるかと思えます。ただ、何といえますか、任期ごとにころころ代わられるのもなかなか男女共同参画の今までの流れですとか、深くお理解をいただけるものかどうかということもございまして、一定やはり日頃から関わられている団体の長ということもやはり必要な人材ではないかなと考えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで政策企画課所管の審査を終わります。

場内の時計で10時20分まで休憩します。

（休憩 10時12分～10時20分）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

税務課の皆様方は、昨日までの確定申告、お疲れさまでした。準備ができていないということは言い訳になりませんので、ひとつよろしく願いいたします。それではこれから税務課並びに収納推進課所管の審査を行います。議案の説明を求めます。

荒木課長。

○税務課長（荒木秀一君）

おはようございます。それでは早速でございますが、税務課所管分の歳入歳出予算についてご説明をいたします。主要な施策に関する説明書の2ページをお願いいたします。こちらに町税の状況が載っている表がございます。ここの1番左の数字ですが、本年度予算額が、町税の本年度予算額の合計1番下のところになります。43億5,688万4,000円、前年度の比較では8,915万7,000円の増、率にして約2.1%の増で計上をいたしております。こちらの表が上段が現年課税分、下段が滞納繰越分と分かれています。この内訳でございますが、現年課税分の合計は43億2,219万4,000円、前年度比で8,960万2,000円の増、率にして約2.1%の増でございます。滞納繰越分は3,469万円、前年度比で44万5,000円の減、率にして約1.3%の減でございます。町税の歳入の各税目内訳につきましては、現年課税分につきましては私の方から、滞納繰越分については収納推進課長の方よりご説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

それでは予算に関する説明書の6、7ページをお開き願います。1款1項1目個人町民税1節現年課税分につきましては22億1,300万円、前年度比で5,300万円の増にて計上をいたしております。これは平成28年度の課税状況調べをベースといたしまして、計上額を引き上げるとともに土地建物の譲渡取得分、それから住宅ローン控除による減額を見込んで計上いたしております。次に2目1節法人町民税の現年課税分は9,700万円、前年度比で100万円の減にて計上をいたしております。内訳としましては、均等割は前年度と同額の計上、法人税割は前年度比100万円の減にて計上をしております。次に2項1目1節の固定資産税現年課税分は14億1,300万円、前年度比1,700万円増にて計上しております。内訳といたしまして、土地については前年度より100万円の増、家屋については新築及び建替などを加味したところで前年度より1,600万円の増、償却資産については前年度と同額の計上でございます。2目の国有資産等所在市町村交付金は414万6,000円、前年度比60万2,000円の増にて計上でございます。これは対象資産の増加によるものでございます。次に3項1目1節の軽自動車税の現年課税分は9,500万円、前年度比500万円の増にて計上しております。これは軽自動車の登録台数の増によるもの、それから28年度に税率改正が行われまして、その調定実績をもとに増額するものでございます。4項1目町たばこ税については2億2,000万円、対前年比1,000万円の増にて計上いたしております。次に8、9ページをお願いいたします。5項1目の特別土地保有税につかまし

ては存目計上でございます。6項1目の入湯税につきましては前年度と同額の計上、7項1目1節の都市計画税現年課税分は2億8,000万円、こちら固定資産税と同じ理由になりますが、前年度より500万円の増にて計上をいたしております。続きまして16、17ページをお願いいたします。12款2項1目総務手数料5節税務関係証明手数料、6節督促手数料、8節地籍手数料は前年度と同額計上でございます。次に24、25ページをお願いいたします。14款3項1目総務費委託金2節の徴収費委託金でございますが5,850万円、前年度比150万円の増にて計上をいたしております。内訳としましては納税義務者を1万9,500人と見込んでおり、1人当たり3,000円の徴収委託金を見込んでおります。続きまして32、33ページをお願いいたします。19款1項1目の1節延滞金、2節過料については前年度と同額の計上でございます。歳入は以上でございます。

続きまして歳出でございます。64、65ページをお願いいたします。2款2項1目の税務総務費になります。2節の給料、3節職員手当等、4節共済費は、税務課職員14名、収納推進課6名、計20名分の人件費になります。次に66、67ページをお願いいたします。こちら人件費以外における節でございますが、税務課所管分の合計は183万2,000円で前年度比12万3,000円の減額計上となっております。内容については前年度とほぼ同様でございます。続いて2目の賦課徴収費につきましては、予算計上額5,754万8,000円で前年度比418万6,000円の増となっております。主な要因といたしましては、13節委託料、評価替に伴う固定資産土地評価業務委託料、こちらが1,295万7,000円の増、一方で、前年度予算にございました土地の鑑定業務委託料772万2,000円が全額減額となっていることが挙げられます。また、29年度の新規の予算計上分といたしまして、7節賃金のパート職員の通勤手当、育児休業代替職員賃金及び通勤手当、それから68、69ページにございます13節委託料の上から8番目の申告支援システム改修委託料16万2,000円、14節使用料及び賃借料のうち上から5番目にございますが、地方税電子申告システム利用料この一部でe-Tax連携利用料3月分として3万2,400円がございます。この申告支援改修委託の概要になりますが、長与町の申告会場で作成した確定申告書を国税当局へe-Taxを利用をいたしまして、送信するための環境を整えるシステム改修になります。こちらは平成30年1月より実施をする予定でございます。次に126、127ページをお願いいたします。6款1項5目の農地費になります。この目は地積調査に係るデータの利用、それから異動修正等に係る経費を計上しております。こちらは前年度と比較いたしまして9万8,000円の減額で、216万7,000円を計上いたしております。あと214ページから217ページにかけて税務課所管の家屋評価システムの賃借料、それからイメージ管理システム利用料の債務負担行為を掲載しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。以上が税務課所管分の当初予算でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

宮崎課長。

○収納推進課長（宮崎伸之君）

おはようございます。引き続きまして、平成29年度の収納推進課当初予算の内訳についてご説明をさせていただきます。まず収納推進課所管分の歳入総額につきましては、3,669万円の計上となっております。昨年度より64万4,000円の減額計上となっております。歳入につきましては、収納額により繰越見込み額の推定値を出しまして、今年度までの収納率の見込みを設定いたしまして、過年度分につきましては5か年の収納率の中間値で算出をさせていただいております。昨年度2,100万程度の滞納繰越額の減少となっておりますので、全体的に減少傾向に計上額はなっております。

それでは歳入に入らせていただきます。予算に関する説明書の6、7ページをお開き願います。各税の滞納繰越分についてご説明いたします。1款1項1目2節個人町民税の滞納繰越分でございますが要求額1,598万6,000円となり、対前年度額44万2,000円の減額計上となっております。2目2節法人町民税滞納繰越分でございますが要求額15万4,000円で対前年度額6万4,000円の増額計上としております。2項1目2節でございますが固定資産税の滞納繰越分でございます。要求額1,508万円で、対前年度額で4万2,000円の減額計上となっております。3項1目2節でございます。軽自動車税の滞納繰越分でございますが要求額としまして50万7,000円で、対前年度額6万7,000円の増額計上としております。

8ページ、9ページをお開き願います。7項1目2節でございますが、都市計画税滞納繰越分として要求額296万2,000円で、対前年度額9万1,000円の減額計上となっております。16、17ページをお開き願います。12款2項1目6節の督促手数料のうち滞納繰越分としまして20万円を前年度と同額計上しております。32ページ、33ページをお開きください。19款1項1目1節延滞金でございますが、滞納繰越分としまして130万円を計上しまして、対前年度額としましては20万円の減額計上をさせていただいております。19款5項1目1節でございます。雑入の説明欄の上から3番目の滞納処分費でございますが、要求額50万1,000円で前年度と同額計上をさせていただいております。以上が歳入の説明となります。

引き続きまして歳出を説明いたします。人件費以外の歳出総額でございますが738万6,000円でございます。前年度608万8,000円に対しまして129万8,000円の増額となっております。それでは人件費以外につきましてご説明をさせていただきます。予算に関する説明書の66、67ページをお開きください。1目税務総務費でございますが、9節の旅費、研修旅費のうち4,000円が収納推進課分、11節需用費の消耗品のうち6万7,000円が収納推進課分となっております。2目賦課徴収費でございますが、主な増額につきまして、ご説明をさせていただきます。4節共済費でございますが、社会保険料が、収納推進課専門員分としまして44万6,000円で、

対前年度額29万円の増額計上となっております。これは松尾専門員の退職に伴いまして、対象保険等の増額でございます。7節賃金でございますが、育児休業等の代替職員の賃金のうち77万2,000円が収納推進課所管分として予算計上をさせていただいております。68、69ページをお開き願います。13節委託料でございますが、説明欄の1番下になります、ファイナンシャルプランニング業務委託料としまして32万4,000円を新規事業といたしまして予算計上をさせていただいております。滞納者の生活改善対策が必要ではないかと考えまして、ファイナンシャルプランニング事業の委託契約を結びたいと考えております。以上が主な増額となります。また、他の歳出につきましては、減額予算計上となっておりますので、詳細については省かせていただいております。また、主要な施策につきましては、11ページ、12ページの方に計上しておりますので、参照いただければと思っております。

これで収納推進課分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

まず、税務課所管からいきたいと思います。歳入6ページ、7ページ、滞納繰越分を除くところが税務課所管ですね。ここで何かありましたらどうぞ。

安部委員。

○委員（安部都委員）

法人税のところなんですけれども、今年は前年度比100万円の減というところなんです。これは法人というか、いろいろな企業の倒産とかそういった理由で考えられるんでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木課長。

○税務課長（荒木秀一君）

お答えいたします。法人税につきましては、景気の動向というのも大きく左右するところではございますが、個々1社ずつの状況というのはとらえておりません。ただ、景気が上がっても設備投資をされて、ある程度収入自体を押さえ込まれてくるというような状況もあり、過去4か年平均を基に算出をした結果100万円を減額ということで、算出をいたしております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。次8ページ、9ページ、ここではありませんか。4項、5項、6項、7項まで、次行きます。16、17、12款2項1目5節、6節、8節が税務課所管分ですね。次行きます。24、25、14款3項1目2節、県民税関係です。

次32、33、19款1項1目の分ですね。次に行きます。どんどん行きますよ。

次に歳出行きます。64、65、2款2項1目これから、1目だけ行きましょうか、次のページ、67ページまで。次66、67の2款2項2目賦課徴収費。何かありませ

んか。税務課所管です。68、69ページの部分ですね。この中には収納推進課分も入っておりますけれども、税務課所管分で何かありましたらどうぞ。収納はあとですね。いいですか。126、127、6款1項5目の委託料、ほぼ前年並みですね。

次、収納推進課行きます。6、7ページ、8、9ページは、それぞれ滞納繰越分を計上してあります。ここで何かありましたらどうぞ。ありませんか。

次16、17、12款2項1目6節の督促手数料のうち20万円分が収納推進課所管分だったと思います。次は、32、33、19款1項1目の部分、いいですか。それと19款5項1目の部分で、上から3番目滞納処分費、いいですか。66、67。他にありませんか。68、69。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

説明書の方にもありましたけれども、このファイナンシャルプランニング業務委託料というところで少しお聞きします。委託をされる方、業務委託をされると予定されている方は、まずどういう方なのかというのをお聞きします。

○委員長（喜々津英世委員）

宮崎課長。

○収納推進課長（宮崎伸之君）

質問にお答えいたします。現在計画しております方につきましては、我々、現在長与町も提携をしておりますが、長崎県地方税回収機構に契約をしながらファイナンシャルプランニング関係を県の方の組織の方でお雇いをいただいておりますKFPユニティ株式会社の方を想定させていただいております。実績等を考えまして、そういうふうな機構の方からもいろいろなプランニング的なものにつきましては協力をしてくださいというお話もあっていますので、そういう形で対応させていただきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

では想定されるこのファイナンシャルプランニング、この方にさせていただく対象となる人数というんですか。それで大体どのくらいになると見積もられていますか。

○委員長（喜々津英世委員）

宮崎課長。

○収納推進課長（宮崎伸之君）

質問にお答えいたします。現在長与町の方で対象者を想定しておりますのが、50万円以上の滞納額を想定しておりますして226名、債権にしまして2億8,000万程度になろうかと考えております。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

その内容なんですけれども、このプランナーとの面談を通してということなんですけど、この収支の見直しというところですが、家庭、家庭いろんな事情があるので、そうは一概にいけるとは思わないんですが、どこまでの効果をねらっているというか、どこまでの効果というか、生活改善を考えてこの導入というところまで来たのか。そこはいかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

宮崎課長。

○収納推進課長（宮崎伸之君）

質問にお答えいたします。現在、我々がファイナンシャルプランナーの方を導入して、効果がどういふものかということでございますが、当然、今言った226名の方全員が対象という形で対応していただくわけではございません。当然、我々のほうでも分割申請をとったり、いろいろな対応をとらせていただいております。その中でライフプランの見直しを図ったり、住民の方の生活再建をつなげていければという部分と、当然ですがその生活を改善された方が、その部分につきまして納税につながるのではないかと、これが大きなファイナンシャルプランナーの方を導入する事業目的になります。滞納者の減少につながりその分事務経費の軽減にもつながっていくのではないかとというのが我々収納推進課の考え方でございます。また、全国的にもこの問題につきましては、これは福祉の問題を含めまして、いろいろお話がっておりますが、現在、社会福祉協議会の自立支援センターが設立されております。そういうふうな部分でも滞納者の方がご相談に役場ではなくお見えになって、かなりそういう負債の問題について苦労しているというお話も伺っておりますので、そういう連携をとりながら対応していく必要がそろそろあるのではないかと。我々の滞納者につきましては、一通り対応させていただいている現状がございますので、また、新たな施策が必要ではないかということで、今回、こういう形で対応をさせていただきました。また、長崎県下におきましても、既にもう11市町村、今年度におきましては諫早市が導入する予定でございます。そういうことも考えまして、今回我々の方も検討させていただいたというのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

最後にしますけれども、この32万4,000円というのは、このプランナーの方がどれだけの対象の方と面談をされるのかはちょっと分からないですけど、その専門員ですとか、そういう方たちからしたら格段に金額的には低いなという感じがするんですけども、この32万4,000円の積算根拠というのはどういうことでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

宮崎課長。

○収納推進課長（宮崎伸之君）

質問にお答えします。今現在こちらの方との交渉におきましては1回という形になりますが、1回あたり5万円の消費税5万4,000円掛けるの6回、年に6回を計画いたしております。また1日の相談時間につきましては、現在のところを9時から20時というようなことで考えております。これにつきましては、議会の方で承認いただければ、それからの話となりますので、現在はこういう計画的なものは立てておりますが、現実的にどう対応していくかというのは、今からではないかと思っております。また、他市町村の現状におきましては、やはり1日に6名から8名程度が限界ではないだろうかとお伺いしております。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

それでは同じところでお聞きしますが、ある程度は金子委員の方から質問があったんですけども、最後のところがちょっと、包括委託ではなく単価契約みたいなものですね。1日ということ、これは訪問ですか、それとも会場をどこかに設置して来ていただくという形ですか。どちらでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

宮崎課長。

○収納推進課長（宮崎伸之君）

ご質問についてご説明させていただきます。現在のところ長与町役場の方に訪問いただきまして対応する予定でございます。よって1日の単価の中には、その方の旅費等も全て含まれた考え方で対応をさせていただこうと考えております。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

続けます。新たな取り組みということで、徴収に力を入れる方だけでなく、その方々の生活再建への支援もするというので、とてもよい取り組みを試験的に始められるのではないかなと思いますけれども、1つこれは一般会計から出されるということで、上下水の方もかなりの滞納がある。特に下水に関しては、生活のいわゆるサイクルがうまくいってなくてかなり滞納しているケースが多いんじゃないかなと思うんですけども、これはそちらの下水側の分に対してもとりあえず滞納されてる方は、町税も滞納しとけば上下水も滞納しているケースが多いと思うんですよね。保育料も関係すると思うんですけども、そういった形で全庁的にあるいは企業会計の方とも含めて相談業務を受けられることができるのか。そこのところを委託の中でそういった形でできるのかということ

をお伺いします。

○委員長（喜々津英世委員）

宮崎課長。

○収納推進課長（宮崎伸之君）

今のご質問についてご説明をさせていただきます。現在、他市町村のほうで11市町契約をさせていただいている流れをお聞きしたところでは、契約自体は、今言いましたように一般会計の収納推進関係が契約しているところの数でございます。しかしながら、滞納者が先ほど言ったように重複した場合、もしくは単独で債権をお持ちの場合についても相談業務には乗っていただいている現状がございます。ただ、その後、相談に乗った後につきましては、当然本人さんが弁護士であったり、司法書士であったりという方々と相談をする分につきましては、それぞれの滞納者の費用で賄っていただくこととなりますので、直接、我々が歳入歳出で関わってくる部分につきましては、現在のところ我々収納推進課だけで対応したいと考えております。しかしながらその流れの中で、今言われたような債権があった場合には、その分についてもご相談には乗るような形で、現在、他市町村も対応されているというのが現状でございますので、考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ファイナンシャルプランニング業務委託料ということで、今回、新たな取組をされるということなのですが、確かに払えるのに払えない人と、払いたい意思はあるけれども、いろんな病気、失業等々で苦慮されてる方にそうした面談をすることによって生活を再建させ、やがて納税をしていただくという一連の流れにつなげていく事業として非常に評価ができると思うんですが、先ほどお話の中で福祉という言葉をおっしゃって、私も福祉との連携をですね、場合によっては必要になってこようかと思うんです。それで、1つ気になるのが、はいこれで福祉の方に渡しました。これは担当課長の方ではちょっと答えにくいかもしれないんですが、その後、福祉の方で対応して、その方が自立していくというのは、一定、横断的に流れを見るというのも1つ必要なことではないかと思うんですが、課長の権限を越えたところというのは非常に難しいんですが、これはどこで聞けばいいのかちょっと分からないんですが、全庁的なお互いの連携をそういったことまで含めて十分連携していかないといけないんじゃないかと思うんですが、そのあたりの考えはいかがでしょう。

○委員長（喜々津英世委員）

宮崎課長。

○収納推進課長（宮崎伸之君）

ただいまのご質問でございますが、我々収納推進課といたしましては、当然滞納者の方々のみが我々との折衝する機会を持たれる形になります。しかしながらその流れの中

におられる方で、今言われました各福祉部門であったりとか、そういう部門に関係する方々については、当然、連携を図っていく。役場庁舎内の各所管におきましては当然でございますが、長与町内に対策本部がございますので、その流れに乗って出てきた問題につきましては共有するという形をとらせていただいております。先ほどの連携でございますが、現状としましては、収納推進課におきましては、滞納者に対しまして当然でございますが生活状況によっては、この方については福祉部門に紹介するべきではないかというようなケースが起きた場合は、現在も連携をとりまして、直接うちの職員とともに福祉部門に下りていただいて、いかどうか分かりませんが、生活保護の申請に至ったりとか、そういう形で改善をする連携は現在もとっているところでございます。先ほど言いました福祉部門について我々の権限でどうのこうのという形は、我々は収納推進課といたしまして、滞納者に対する連携という部分で対応させていただいているというのが現状でございます。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

同じところでお聞きいたします。先ほど1日に6名から8名ぐらいで6回ということで、庁舎のほうに出向いて業務遂行していただくというところでご説明を受けたんですけども、果たして悪質な滞納者とか、この2億8,000万円も債権があるということですので、そういう方たちは役場の方に果たして出向いて来るのかというのが1つ疑問なんですよね。こういったプランナーの方が、その家々に出向いて指導をしていくというのも1つありじゃないかなと思うんですが、その6回という根拠、やはり足りないんじゃないかなと思うんですよね。6回ではたして、年間ですよね。どうなのかなと。そのあたりいかがですか。

○委員長（喜々津英世委員）

宮崎課長。

○収納推進課長（宮崎伸之君）

質問にお答えいたします。出向いてというお話がありましたが、これはあくまで我々のほうで相談機会を設けてまして対応するという機会になりますので、そちらの方に出向いて行って対応するという考えは今のところございません。また今、悪質なお話がありましたが、悪質な滞納者に対しましては、我々の滞納処分に対応しているものでございまして、この対象者というのは、その対象者と折衝している流れで生活が困窮でありながら、ライフプランの設計ができてなかったり、もしくは多重債務を抱えている方、こういう方々を我々の中で把握させていただいております。もうどうしようもないという条件の方々につきましては、やはりそういう我々の対応を、我々は分割申請とかそういう形で対応させていただいておりますが、それをもう超えてこれ以上、我々の対応がもうそれ以上及ばない方々について、相談業務をこういう形でさせていただきたい

というのが、このファイナンシャルプランニング事業になっております。ということで、対象者は226人おりますが、実際的な多重債務者であったり本当にこういう方々を紹介する必要がある方というのは、そこまでいらっしゃらないのではないかと我々は考えております。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。質問をしますので委員長を交代します。

○委員（中村美穂委員）

何か質疑はありませんか。

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

66、67ページのところに関係があるんですが、今まで役場の職員の皆さん方の相談、あるいは住民の皆さんの相談に頑張ってきていただいていた松尾さんが退職をされるということだったろうと思いますが、この方の後任については、当然、採用されるということで予算も計上されているんですが、松尾さんと同程度のいわゆる専門家なのかどうかをそこら辺についてまずお尋ねをします。

○委員（中村美穂委員）

宮崎課長。

○収納推進課長（宮崎伸之君）

ご質問についてご説明させていただきます。現在、松尾の方が専門官としまして約10年間、我々の業務に携わっていただきました。このノウハウというものは、一般的な県の職員であったり、税担当をしていただいた県の職員であってもなかなか追いつくものではないと思います。しかしながら我々、松尾の代わりとしましては同等の仕事をしていただくというのを基本としまして、県の方にもそれ相応の経験の方をご紹介いただいて折衝させていただきたいということで、現在、対応させていただいております。しかしまだ当然でございますが、予算等の上程させていただいている状況でございますので、その方と契約させていただくというお話は、議会が終わって、もし承認いただければさせていただきますということで、我々でいきますと当然、税を経験された県の専門的な職員の方をお迎えできればというふうに、今現在交渉させていただいてるところでございます。以上でございます。

○委員（中村美穂委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

私も以前、監査委員をさせていただいた時に松尾さんと一緒になって、新たな取組という部分でかなりこの収納推進業務では、それまでになかったやり方を採用してやってきた。その中で松尾さんには収納推進課だけの業務ではなくて、全般的な徴収業務、ぜひアドバイスをいただきたいというのがあったのですが、当時の課長はじめ皆さん

のご理解を得て、そういう水道とかもひっくるめているような相談に乗っていただいた。私はその結果だと思うんですが、かなり収納率が全庁的に上がってきたというそういう意味で松尾さんの功績、それから一緒になってやった職員の皆さんの功績これが大と思うんですが、心配するのは、例えば危機管理専門官のところでもちょっとあったんですが、話が違うということではないんでしょうけども、いろんな業務をさせられて困るということで、ちょっと問題になった部分があったんですが、そういうことがないようにちょっと引継ぎというのをされるでしょうし、特に業務の内容については、人が変わっても仕事は変わらない。あるいはそれ以上の努力をしていただくという部分での引継ぎはしっかりしてもらわないといけないと思っているんですが、そこら辺についてはどのように考えておられるのか。

○委員（中村美穂委員）

宮崎課長。

○収納推進課長（宮崎伸之君）

ご質問にお答えさせていただきます。今、ご質問があったとおりでございます。我々の方も現在、松尾が担当していただいている業務は多種多様にわたって対応いただいております。この部分につきましても、長崎県の方にこういう業務であると、それで大丈夫であろうかということをご本人に確認いただきながら推薦していただいた方と折衝をさせていただきたいということで、県の方にお話を持っていかせていただいております。我々もそういうことで折衝させていただく方が、そういうことをご理解いただいていると考えております。また、先ほど出ましたが、現在も松尾の方は水道であれ住宅問題であれ、全ての債権につきましてご相談に担当職員が参っております。これにつきましてもそういうことがございますので、やはり専門的知識を持たれた方をお願いしたいということで要望をさせていただいているという状況でございます。以上でございます。

○委員（中村美穂委員）

委員長を交代します。

○委員長（喜々津英世委員）

総体的に税務課、収納推進課あわせて何かありましたらどうぞ。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

税務の方でお伺いしたいのですが、先ほどのご説明の中で e-Tax による申告を 30 年の 1 月より実施するということは 29 年度の中で実施するということですが、現状、申告に来られた方のデータは、私もアナログ的な形でお世話になったんですが、入力していただいたのが電子化されたまま恐らく国税の方に行っているのではないかと思います。そのやり方と e-Tax にする申告に切り替えるということで、どう違うのか。また効果ですね、このあたり、どういうふうな違いがあるのかお伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木課長。

○税務課長（荒木秀一君）

お答えいたします。今回のこの改修委託に関して言う申告書に関しては、長与町の申告会場で作成するものということで限定がございます。現状でいえば長与町の方で作成する申告書は全て書面で作成をして、それをそのまま税務署のほうへ提出するという流れになっております。このやり方が今後、長与町で作成するものや我々の申告支援システムの中にデータが残りますので、本人の控えは書面で出しますが、税務署の提出書類につきましてはe-Taxを使ってデータとして送ると。これによって例えば書面が紛失することがなくなる。スムーズな所得税の処理ができるようになる。これは税務署側ですが、その結果、還付金あたりが今までよりも早く納税者の元へ返ってくる。こういった効果がございます。一番大きなのは、長与町にとっては紛失防止ということでございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。

質疑なしと認めます。

これで税務課および収納推進課所管の審査を終わります。

場内の時計で11時20分まで休憩します。お疲れさまでした

（休憩 11時10分～11時19分）

○委員長（喜々津英世委員）

それでは休憩を閉じて、これから財政課所管を行います。議案の説明を求めます。

田中課長。

○財務課長（田中一之君）

それでは財政課所管分の方、ご説明いたします。議案の8ページの方お聞きください。第2表地方債、こちらでございますが、1番下の臨時財政対策債、こちらが財政課所管でございます。前年度と同額の4億9,000万円を限度額として計上をしております。臨時財政対策債とは通常地方交付税ですね、普通交付税になりますけれども、こちら通常であれば現金で全額いただくと、そういった形になるんですが、国の方が財源が不足しているということで、交付できない現金部分、交付できない部分を地方が借金をして財源を確保してくださいと。その起債分については、後年度に交付税で100%措置をするとそういった約束のもと借りている赤字の地方債でございます。

続きまして、歳入と算出の方の内容に入りたいと思います。説明書の8ページ、9ページの方お聞きください。財政課所管の方は2款の地方譲与税から12ページ、13ページ、10款交通安全対策特別交付金までの分が全て財政課の所管の方でございます。こちらはおおむね27年度の決算額、そして28年度の歳入状況をベースにして予算の方、計上させていただいております。その中で10ページ、11ページの地方消費税交付金、こちらでございますが、26年4月から消費税が5%から8%に改定をされたわ

けでございます。そういったことで27年度のこちらの地方消費税交付金は決算額が6億8,500万と大幅に増加をいたしました。しかしながら28年度においては消費の伸び悩み等を受けて6,500万減の約6億2,000万の収入となりました。予算上は、この地方消費税交付金というのが景気の動向に大きく左右をされることを勘案して、前年度予算よりも2,300万増の5億8,600万で計上をいたしております。この地方消費税なんですけれども、我々が払っている消費税8%のうち国税の部分が6.3%、地方税の部分が1.7%でございます。1.7%の地方税部分を国から地方に配分をされるわけでございます。この配分の仕方は、地方の消費規模、人口、従業者数、これらの算定基準に沿って市町に配分をされるわけでございます。年明け早々、新聞報道等ありましたように、地方消費税の算定基準が今後見直しをされます。見直し内容としては都市部と地方部の格差を是正するというので、今現行ですね、先ほど申し上げた地方税の部分の1.7%、こちらの総額のうち75%というのが地方自治体の消費額に応じて配分をされております。残りの25%部分の15%が人口による配分、残りの10%が従業者数による配分になっております。国がこの見直しを考えているのが、人口による配分をもう少し手厚くしようと国は考えてございます。今、人口による配分が15%になっているんですが、その分を17.5%に変えようというのが29年度の税制改正で、もう既に決定をしております。今後、平成30年度以降も段階的に人口による配分というのを最大50%まで増やそうというふうに国の方は検討しておりますので、それが実現されれば社会保障経費に充てる財源として、こちらの地方消費税の方も増収の方が見込めるといふふうになっております。

続いて12ページ、13ページ、9款地方交付税、こちらにつきまして国の地方財政計画においては、地方交付税の総額を2.2%減額しております。現時点で29年度の町の交付額を具体的に推計することは困難でありますので、当初予算額といたしましては、前年と同額の18億4,000万円の方を計上いたしております。

続きまして説明書の26ページ、27ページの方をお願いいたします。こちら15款1項2目1節利子及び配当金、こちらのうち財政調整基金運用収入、2番目の減債基金運用収入、そして28、29ページの上から6番目、土地開発基金運用収入、こちらは前年と同額、存目で1,000円ずつ計上をいたしております。次に16款寄附金の1項7目1節のふるさと長与応援寄附金、こちらでございますが平成29年度の寄附金の見込額を2,000万円としておりまして、こちらの分、財政課で一括で計上いたしております。この分につきましては29年度末においてふるさと納税のコースごとの寄附金の額が確定した後、来年度の3月議会で基金への積立もしくは事業へ充当すると、そういった方向で組み替えの方を予定しております。

続きまして、次のページの30ページ、31ページをお願いいたします。17款2項1目財政調整基金繰入金、こちらなんですけれども、本年度の予算の29年度の予算の財源調整といたしまして、財政調整基金の取り崩しを約5億、減債基金の取り崩しを3

億5,000万と計上いたしております。前年度と比較するとこちらは約2億6,700万ほど増額計上となっております。続いて18款繰越金、こちらは前年度同額の5,000万円を計上いたしております。続きまして34ページ、35ページお願いいたします。19款5項1目1節雑入ですけれども、下の段から8番目のところに長崎県市町村振興協会市町村配分金ということで、1,827万8,000円計上をいたしております。こちらはサマージャンボ、オータムジャンボ宝くじの配分金になります。続きまして次のページ、36ページ、37ページの20款1項5目、臨時財政対策債でございますが、こちらは冒頭説明を差し上げた地方債のところの金額になります。前年と同額の4億9,000万計上いたしております。

続きまして歳出でございます。説明書の46ページをお開きください。2款1項3目財政管理費、こちらのうち次のページにもまたがりますけれども、2節給料から4節共済費まで、こちらは職員4名分の人件費でございます。その人件費と事務執行経費を全て合わせまして29年度の予算が3,655万1,000円ということで、昨年度より約42万円増額となっております。こちらの増額分の要因については、2節、3節、4節の人件費の増額が主な要因でございます。

続きまして52ページ、53ページの方お開きください。2款1項6目財政調整基金費は、財政調整基金と減債基金への積立金でございます。存目の1,000円で計上いたしております。

続きまして、ちょっとページ飛ぶんですけれども、114ページ、115ページをお開きください。こちら4款3項1目下水道処理費でございますが、こちらは長崎市の下水道処理区域であります高田郷の一部、こちらにおいて長崎市が実施する下水道管の整備工事に係る経費、こちらの長与町負担分を概算で計上いたしております。金額は50万でございます。

続きまして134ページ、135ページの方お願いいたします。8款1項1目土木総務費の中の19節負担金、補助及び交付金の上から2番目、西彼中央土地開発公社事務費負担金ということで25万円計上いたしてございます。

続きまして142ページ、143ページをごらんください。8款5項3目公共下水道費、こちらは下水道事業会計の補助として1億4,800万円を計上いたしております。この補助金については一般会計から下水道会計へ繰り出すことを定めた総務省の繰出基準、これに沿って算出をいたしております。前年度より1,700万減額でございますが、こちらは繰出の対象経費である元利償還金の減少というのが主な要因でございます。

続きまして190ページ、191ページをお開きください。12款1項1目元金と2目利子、こちらは27年度までの起債の発行済分と28年度の新規発行の見込みの町債に係る元金ですね、それと利息の分の償還予定額を概算で計上をいたしております。

次の192ページ、193ページ、こちらですが13款1項1目諸支出金の中の土地開発基金積立金、こちらと14款1項1目予備費、こちらにつきましては前年と同額を

計上いたしております。

次に財政課所管としては、204ページの方に地方債の現在高見込に関する調書の方でございますので、ご参照いただきたいと思っております。29年度末の地方債の残高が約143億となっております。

次に主要な施策に関する説明書、こちらの財政課所管分の方ご説明申し上げます。主要な施策に関する説明書の33ページをお開きください。補助金・負担金一覧の中の1番下の段になりますけれども、財政課の分、3つ計上しております。歳出で既にご説明申し上げておりますけれども、下水道関係と西彼中央土地開発公社の補助金、負担金を計上いたしております。

続いて42ページをお開きください。都市計画税の充当状況ということで、都市計画税が都市計画法に基づいて行う都市計画事業または土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する経費に充てるための目的税でございますので、使途が限られております。その使途を明確化するために予算書の説明資料等に記載するよう総務省の方から求められておまして、その分の方こちらに明記をいたしております。この表の中で、街路事業、公園事業、こういった事業の方に一般財源の中の都市計画税というところで財源を充てております。都市計画税の合計が2億8,296万2,000円ということで、こちらは当初予算の歳入の方の都市計画税の金額と一致をする金額でございます。次のページをお開きください。市町村交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費ということで、こちらは消費税が改定されて増額になった分ですね、こちらの増額分は社会保障施策の方に充当をしないといけないということになっておりますので、その社会保障財源化分の2億8,090万、こちらを全て社会保障の経費の方に充当をいたしております。

続いて44ページの長期継続契約予定一覧、こちらは28年1月1日より施行された長期継続契約条例ですね、こちらにより従来の債務負担行為のうち事務の合理化、効率化が図られる分については、長期継続契約として取り扱われるということでその予定の一覧になります。詳細については、委員会審議の中で所管課より説明の方がございますので、よろしく願いいたします。

最後になりますけれども45ページ、46ページ、基金の状況でございます。こちらで財政課の所管になりますのが、上から1番目、2番目の財政調整基金、減債基金、それと下から4番目の土地開発基金でございます。財政調整基金と減債基金については、28年度末の残高が約19億と12億となるわけです。29年度の取り崩し額、こちらが財調の方が5億、減債の方が3億5,000万となっております。先日の5号補正の中で説明を申し上げた分でもあるんですけども、3月時点で財源剰余があれば、こちらの基金を取り崩さなくて済むような形で戻したんですね。28年度においても減債基金は、もう一切使わないような形で財源を戻しております。29年度においても、今後、歳出等を抑制して財源の剰余が出るようであればこの取り崩し額を減額をすると。取り

崩さなくて済むような形で財政運営をしていきたいと考えております。ただまだ予断を許されないような状態ですので、極力このあたりは歳出を抑制するような形をとって何とか財源を、この貯金の部分を取り崩さないで済むような形で進めていきたいと考えております。以上が財政課所管の分でございます。ご審議の方よろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

それではこれから質疑を行いたいと思います。

かなり多くの項目がありますので、スムーズにやっていきたいと思います。

歳入からいきます。2款1項1目から財政課所管になります。いいですか。利子割交付金が減額計上。地方消費税交付金6款1項がプラス2億2,300万増額です。いいですか。次に12、13、10款1項1目交通安全対策関係の交付金です。その上の地方交付税も。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

地方消費税交付金の部分ですね、先ほどいろいろかなり専門的なお話がなされて、私も十分に理解はできてないんですが、簡単に言いますと今回、これは国の方のやり方ですけれども人口の部分を手厚くしたというご説明だったんですが、本町にとってみればこれによって有益なことなのかと思うという考え方だったと思うんですが、そもそも論でいけば地方創生ということで、やはり過疎のところをやはり手厚くというものじゃなかったのかなと思うんですが、この逆に今度人口が多い方が有利になるということは、本町にとって今回はいいとしても、そもそも相矛盾するような気もするんですが、そのあたりはちょっとご説明いただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

田中課長。

○財務課長（田中一之君）

ご指摘のとおり過疎地域とか人口が少ない地域に対して、これで手厚くされるかというといやそうではないのかなと。やはり長与町みたいに人口が多いところにしますと人口に対する配分が増えるというのは、長与町にとってはすごく有効なことだと思われますけれども、やはり過疎地域とかそういった部分にとっては、逆に少なくなる要因になるのではないかと考えております。先ほどちょっと説明の中でしてなかったんですけど通信販売ですね、長崎県で言えばジャパネットとか、いろんなカタログ販売とかネット販売とかあるんですけども、それはネット通販で地方の住民が買物をして、その消費額というのは通販会社の本社がある都市部に配分がされたわけですね、そのあたりもちょっと最終消費地である地方にその分は配分しないとおかしいということが政府の方、話がありまして、そちらの通販の方も今後は除外をされるというふうな形になるんですね。だから結局最終消費地である地方の方にもっと手厚くしないといけないという国の考えもございまして、そうなりますとある程度人口が少ない地域でもそういったネット

通販とかカタログ販売で購入する分については、一定、手当てされる分もあると思うんですね。ただ、しかしながら人口における配分というのが、今後、全体の50%の人口による配分をするというふうには変わってきていますので、それに比べると人口が多いところには有利に働いてしまうと考えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。次12、13ページの9款1項1目、それから10款1項1目、ここまでが財政課所管ですね。次行きます。26、27ページ、15款1項2目1節の中で財政調整基金、それから減債基金の運用収入、それと次のページ、土地開発基金運用収入がそれぞれ存目計上されております。次28、29の1番下のふるさと長与応援寄附金。次30、31、17款2項1目1節、2節、基金の繰入金です。いいですか。次、その下、18款1項1目繰越金。次34、35、19款5項1目の35ページの下から8番目、長崎県市町村振興協会市町村配分金、宝くじ関係ですね。次36、37、29款1項5目1節の臨時財政対策債、これは先ほど地方債の方で出てまいりました。いいですか。

次、歳出行きます。46、47ページの1番末尾から次のページの中段まで。48、49の中段までが財政課、いいですか。次52、53、2款1項6目ここいいですね。存目です。次が114、115、4款3項1目19節、これは長崎市の区域分の工事に係る負担分。いいですか。次に134、135、1番右下の負担金の西彼中央土地開発公社事務費負担金、これが財政課所管です。次に142、143、8款5項3目公共下水道費の負担金ですね。いいですか。次190、191、12款1項公債費、ここありませんか。次の192、193、13款1項、14款1項まで合わせて何かありましたらどうぞ。なければ主要な施策に関する説明書部分もあわせて、歳入歳出合わせて何かありましたらどうぞ。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

主要な施策に関する説明書の44ページの部分で、長期継続契約の予定一覧ですね、当然、具体的には各課でされる部分なんですけど、通常の場合と今回の長期、今回というか長期継続契約をした場合のトータル的なコストパフォーマンス効果がトータルでどのくらいというのは、はじいてらっしゃるかどうか。財政課でもしかしたら知っているのかなと思ったんですが。

○委員長（喜々津英世委員）

田中課長。

○財務課長（田中一之君）

長期継続契約にかかる町全体としてどれくらいのメリットがあるのか、そのあたりのコストに関しては申しわけございません。財政の方では把握をしておりません。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。質疑ありませんか。総体的です。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

1つだけ、予算の説明書に29ページにふるさと応援長与寄附金が2,000万ありますね。産業振興課で中身は聞くとして、考え方をちょっと確認をしておきたいというふうに思うんですが、この2,000万については、先ほど課長の方から基金と事業に分けて区分をしていきたいという事はよく理解します。ところが、現在、産業振興課にお宅の方で調整をしたのが1,600万ぐらい、配分を事業として、しておるようですが、その内容はもう後で聞きますが、この前新聞にも載っていたんですが全国的には応援寄附金の約4割相当ぐらいが礼金に使うと。平均しましてね。それは6割も3割もあるかもしれませんが、平均しますと4割ぐらいだと。これからいきますと2,000万の1,600万ですから、約8割充当するような形になるんですけども、非常に、今年初めてというか前年は20万ぐらいでしたかね。少なかったんですけども、今年1,600万。もうバーンとこう膨らんだわけですね。そういう歳出を組んでおられるわけですけども、4割からいけばですね、もう相当な、倍ぐらいに値するんですが、そういう全国の流れ等を念頭に、歳出について財政の方で調整したのかどうか。そのあたりを、ちょっとお聞かせをいただきたいと思うんです。

○委員長（喜々津英世委員）

田中課長。

○財務課長（田中一之君）

ふるさと納税につきましては7つのコースがあるわけですね。財政課の方で調整をいたしましたのは、町長おまかせコースというのがございます。町長おまかせコースというのは町が推進する事業等に活用していただくというような内容の寄附金でございまして、28年度においても金額が680万ぐらいだったと思うんですけども、そのあたりについては、小学校、中学校の校舎及び体育館の改修等経費に充当をさせていただく、そういった判断を財政の方でさせていただいて、その事業の方の一般財源が浮くような形になるのですけども、その財源の方に寄附金を活用させていただきました。残りの6つの方につきましては、一部、所管の事業に充当するというのもございましたが、教育振興基金に積み立てをするなりということで対応をいたしております。財政的に調整というのは町長おまかせコースのところで行った程度でございます。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

主要な施策の説明書の17ページを開けてみますと、ここに種目があるんですが、要するに2,000万のふるさと長与応援寄附金として1,613万9,000円ですね。

これが右のような形で特産品を差し上げますと。これは返礼金だろうと。ところが歳入は言いますように2,000万の応援基金、これを財源にして使うと、そうしますと、先ほど言いますように約8割に値するということになるわけですね、あとの2割については、先ほど言われた、町長おまかせコースか知りませんが、そういうものに使われたと、使おうとするのか、それはいいとしても、約8割になるんですけども、全国的なそういう流れというか、返礼の割合そういうのを念頭に置きながらされたのかどうか。何も考えずに要求が来たからそれで単純に措置したということなのか、そのあたりをお聞かせをいただきたい。

○委員長（喜々津英世委員）

田中課長。

○財務課長（田中一之君）

今回、寄附金の見込みが2,000万ということで、あとこれに係る経費が約1,600万ということで、その返礼品以外にもネットの「さとふる」とか、「ふるさとチョイス」、そのあたりに手数料等を一定お支払いいたしますので、その分が残りの分400万で入ってるというような形になります。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

3月5日の長崎新聞を見ていただいたというふうに思うんですが、そういう全国的には約4割ぐらいと、平均しましてね。先ほど言われたようにどんどんどんどん出して、返礼品を、良い物の競争になっているというような状況を前から言っておられましたね、全国的にそうでしょう。長与は何をやった、時津は何をやった、ぼんぼんぼんぼん上げて、それもいいんでしょうけども、余りにも過度になり過ぎたということから、総務省の方で今回改善をしていこうというのが出ておりました。というのはそういうものを抑制していこうという流れですね。そういうことで比率を、上限を定めましょうと。今、これで検討に入ったという状況でありまして、そういう全国的な国の流れなり状況も念頭に置きながら、今後については十分考えていくべきじゃないのかと。あまり過度にやり過ぎてましてね、それがやっぱり国のレベルでもおかしいよというような状況に今なっているわけですよ。だから上限を定めると、言いますようにね。そういうことで今後十分、念頭に置きながら情報も得ながら検討していただきたいなというふうに思っておりますので、部長、見解を。

○委員長（喜々津英世委員）

久保平部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

ご指摘のとおりですね、ちょっと過熱しているということが話題になっております。もう1つの問題としては換金性の高いものを返礼品に返している自治体があって、それ

がオークションに出回ると。そういったことで問題になってるということもございます。ただ、おっしゃるとおり、私どもも過熱した競争に参入しようというつもりはございません。一定節度のあるふるさと応援寄附金、元々の趣旨にのっとった形で応援していただこうと思っておりますので、今のご指摘、十分念頭に置きながら進めてまいりたいと思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

主要な施策に関する説明書のところで、全体的なもので財政の方が1番関わってるのかなと思うのでお聞きをしたいんですけど、この補助金・負担金一覧がありますが、各課にまたがっているわけですが、町の単独の補助金というものに関してのかかなりの減額をしたり廃止をしたりでプラマイになっているところはありますが、全体的な数字がどのようになっているのかということと、その中でもまた新規で補助を出しているところもあります。それは教育委員会だったりするので、こちらでお答えはできないかもしれないですけど、新しい補助金をやる場合の条件というか、そういうものの検討というのはどういうふうになされたのかを再度お聞きしたいです。

○委員長（喜々津英世委員）

田中課長。

○財務課長（田中一之君）

この主要な施策の補助金・負担金一覧の中で、全体として財政が把握している分ですね。9月の議会のときに金子委員から質問を受けて、その際、各種団体の運営費及び活動全般に対する補助金はいくらですかという金子委員のお問い合わせがありまして、その際、こちらとしてご回答申し上げたのが、32件で5,173万の補助金がありますよという形でご回答をさしあげたんですね。今回、予算編成していく上で、昨年度から補助金の見直し等を検討しておりますので、そのあたりでいくらぐらい削減になったのかなということで内部的に調べました。9月の議会で答弁した32件のうち、今回、削減になった件数というのが4件です。金額に直しますと27万4,000円と金額はすごく少額であったわけでございます。この一覧でお示しをしている性質というのが一覧の上の段でございます。1番、2番、3番、4番、4つの性質がございます。こちらの性質については町の決算統計の区分に沿ったところの分け方になっているんですね。ですから、この町単独補助金4番とあるんですけども、この4番を選んでも、必ずしも町が独自でやっている事業とか、そういったところに分類されているわけではなくて、この表の中でなかなか説明はしづらいというのがあります。実際、この表の1番最後の41ページにこの補助金、負担金の総計という形で載っているんですけども、これを見ると額が上がっているわけですね、前年度と比較すると予算ベースで約1億9,000

万ほど金額的に上がっていると、そういった形となっております。これを見る限りは見直しは本当にされたのというふうに思われるかもしれませんが、実際、扶助費等とかもう何千万単位でがんと上がってしまえば、この表ではちょっと読み解くことができないというのもありまして、そのあたりは今後、財政課の方で各種団体の運営補助金とか活動経費にあたっている補助金と町が単独で特定の事業に対して補助してる分については、今後精査の方をしていって、28年度から引き続いて29年度も見直しの方やっていきますので、その中で補助金の交付要綱の制定をきちっとしてくださいと、策定をしてくださいと。なおかつ今まで運営費補助金で渡していた分、こちらを事業費補助金、何かの事業をやったからそれに補助を出しますよと、そういった形にシフトをしていくというような形ですね。補助を出せば実績報告とかを団体からいただくんですけども、実績報告については対象外経費に補助金があたっていないかどうか、そのあたりを所管の方には精査をしてくださいと、今後の見直しについて、相手団体があることですので、団体にも一定理解を求めるような形でお願いをしますというふうな形で進めております。

なかなか町が単独でやっている補助金、例えば自治会振興補助金ですね、そのあたりにしても決算額で言えば2,000万超えてるような補助金になるんですけども、そのあたりも一概に町の方が一方的に削減というのはなかなか難しいんですね。当然、相手方があることですので、一定行政が関与して立ち上がった補助金でありますからそのあたりもちょっと慎重に交付団体と協議を進めて、一定、町と補助金を受ける団体との役割分担を明確にした上で、補助金の削減なりなんなりを進めていかないと、なかなかそう簡単にはいかないかなと思っております。ただ、今後とも補助金についてはもうしっかりと精査をして横断的にチェックをしながら進めていこうと思っています。

今回29年度に教育委員会の方で新たな補助金というか、高田中学校の創立記念に係る補助金だと思うんですけども、その分の当初の要求上がってきたんですね。ただ財政サイドといたしましては、もう当然交付要綱ですね、補助金の交付要綱をきちっと定めてくださいということをお願いをして、一定全国的というか、近隣もそうですけども、そういった場合の補助金にはいくらぐらいが適当か、妥当か、という精査もきちっとやってもらおうという前提のもとで補助金の新しい新規の分については、そのあたりの判断をしております。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。質疑なしと認めます。

これで財政課所管の質疑を終わります。ご苦労さまでした。

場内の時計で13時30分まで休憩します。

（休憩 12時07分～13時27分）

○委員長（喜々津英世委員）

それでは、休憩を閉じて午後の審査を始めます。これから住民福祉部関係の住民環境課所管から審査を行いたいと思います。議案の説明を求めます。

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

皆さんこんにちは。住民環境課です。それでは、平成29年度長与町一般会計予算、住民環境課所管分についてご説明をさせていただきます。

住民環境課の歳入総額が9,637万円でございます。歳出総額が5億5,762万1,000円でございます。予算の歳入歳出の関連もありますので、住民系の歳入歳出、環境系の歳入歳出の順でご説明をさせていただきます。

それでは、歳入から進めさせていただきます。説明書の16、17ページをお開きください。12款2項1目総務手数料1節戸籍手数料から4節諸証明等手数料までが証明書交付手数料でございます。次のページをお願いいたします。13款2項1目総務費補助金1節総務管理費補助金の個人番号カード交付事業費補助金、それから個人番号交付事務費補助金が住民環境課所管分でございます。これは一昨年の10月から施行をしました番号法、いわゆるマイナンバー法に基づくカード交付事業費とそれから事務費の補助金でございます。次のページをお願いいたします。13款3項1目総務費委託金2節戸籍住民基本台帳費委託金の中長期在留者住居地届出等事務委託金でございます。次に24、25ページをお願いいたします。下段の方になりますけれども、14款3項1目総務費委託金3節戸籍住民基本台帳費委託金が所管でございます。次に28、29ページをお願いいたします。15款1項2目1節利子及び配当金のうち説明欄の下から2番目の収入印紙及び長崎県証紙購買基金運用収入が所管分でございます。次に34、35ページをお願いいたします。19款5項1目1節雑入の説明欄の中ほどにある収入印紙及び長崎県証紙売りさばき手数料が所管分でございます。これはパスポート発給事務の申請手数料として使用する印紙、証紙の売りさばき金でございます。次の2目1節弁償金も所管分でございます。これはカード輸送中の破損等の事故が起きた場合の個人番号通知カード等の再発行手数料経費でございます。以上が歳入でございます。

続きまして、歳出にいきます。68、69ページをお願いいたします。1番下の2款3項1目戸籍住民基本台帳費が住民環境課住民系の所管分でございます。2節給与から、次のページをお願いいたします。4節共済費までが住民環境課職員の人件費の一部でございます。7節賃金はパスポート事務と個人番号カード交付事務及び窓口事務のパート賃金でございます。11節需用費は例年同様プリンターのトナー、ふれあいカード等の消耗品、それから各種証明書用紙の印刷製本費が主なものでございます。次に12節郵便料でございます。こちらはパスポート申請書類、それから個人番号交付事務に係る郵便料でございます。13節委託料は戸籍の入出力を行う戸籍総合システム等の保守と個人番号カード等印字システムの保守料を計上いたしております。14節使用料及び賃借料は13節でご説明いたしました戸籍総合システムそれから個人番号カード等印字システムの使用料及び新たに戸籍窓口支援ソリューションシステムの使用料でございます。19節負担金、補助及び交付金は、長崎県戸籍住民基本台帳事務協議会の負担金と個人番

号カード交付事務を委託しております地方公共団体情報システム機構へ支払う個人番号カード交付事業負担金を計上しております。以上が歳出関係でございます。

次に216、217ページをお開き願います。債務負担行為に関する調書ですが、上から3番目、4番目、下から4番目が戸籍総合システムリース料、それから住基カード等裏面印字システムリース料、下から4番目が個人番号カード等印字システムリース料が所管分でございます。以上が住民係所管分でございます。

次に環境係の所管分についてご説明をいたします。説明書の12、13ページをお願いいたします。中ほどの11款1項2目衛生負担金2節清掃負担金でございます。長与・時津環境施設組合派遣職員給与負担金で正職員2名分とそれから再任用職員1名分を計上いたしております。次に16、17ページをお開き願います。12款2項2目衛生手数料1節清掃手数料でございます。ごみ収集手数料の町指定ごみ袋分につきまして、自治会配布分、店舗販売分、公民館販売分、窓口販売分で、大が148万5,000枚、中が80万9,000枚、小が60万8,000枚、計286万2,000枚で計上をさせていただきます。それに粗大ごみの戸別収集処理券分として、大の方が550枚、小の方が450枚分を予算計上いたしております。次にし尿収集手数料でございます。それからその下の一般廃棄物処理業等許可手数料については、一般廃棄物の収集運搬に対する許可の手数を計上させていただきます。次に2節の滞納繰越分でございます。し尿収集手数料の滞納繰越分で15万円を計上させていただきます。3節犬登録手数料につきましても例年のものがございます。次のページをお願いいたします。13款2項3目衛生費国庫補助金2節清掃費補助金でございます。循環型社会形成推進交付金として高度処理型浄化槽4基分63万6,000円を計上いたしております。続きまして、22、23ページをお願いいたします。1番下の方になりますけれども、14款2項3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金でございます。先ほどの国庫支出金でご説明をいたしましたが、高度処理型の浄化槽分の県からの補助金で4基分63万6,000円を計上させていただきます。次に26、27ページをお願いいたします。中ほどぐらいになりますけれども14款3項3目衛生費委託金1節保健衛生費委託金でございます。所管分としては墓地、それから公害に関する市町村権限移譲等交付金となります。いずれも許可事務、それから苦情処理等による例年のものがございます。次に34、35ページをお願いいたします。19款5項1目1節雑入についてです。上から9行目になります。資源売払収入を897万6,000円計上いたしております。それから6行下になりますけれども、ながよ町の自然の冊子の売払収入を計上させていただきます。

続きまして、歳出予算に移ります。106ページ、107ページをお願いいたします。4款1項5目環境衛生費でございます。1節報酬は環境審議会委員の報酬でございます。8節報償につきましては例年のものがございます。次のページをお願いいたします。9節旅費、11節需用費につきましても例年のものがございます。13節委託料は水質調

査委託料で大村湾の水質、底質検査を年6回、それから長与川の水質検査を年3回、遊泳場の水質検査を年1回行うものです。害虫駆除委託料についてはスズメバチの巣の駆除に対応するものです。19節負担金、補助及び交付金でございますが、主なものは歳入でご説明申し上げた浄化槽設置整備事業補助金で、4基分の190万8,000円と3行下の長崎市営火葬場維持管理負担金でございます。27年度火葬場決算額に長与町の火葬件数の率で算出した金額から町民が支払った金額を差し引いた分、895万6,000円を計上しております。前年比で104万4,000円の増額でございます。1番下の猫の不妊・去勢事業補助金を計上しております。これは野良猫の増加によりますふん尿被害の防止、それから動物愛護の観点から殺処分の減少を図るための手術費の補助分でございます。20頭分で16万円を計上いたしております。他は例年のとおりでございます。次に6目狂犬病予防費でございます。計上につきましては、例年のとおりのものであります。次に7目省エネルギー対策費でございますが、8節講師謝礼については地球温暖化出前講座等の講師謝礼金を計上しております。

次のページをお願いいたします。4款2項1目清掃総務費でございます。2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては職員分でございます。8節報償費の資源ごみ回収報奨金は子供会それから自治会の集団回収に対する報奨金でございます。9節旅費、11節需用費、12節役務費については例年のとおりでございます。13節委託料につきましても毎年行っております町民一斉清掃、精霊流し等にかかります委託料を計上しております。きれいな町づくり事業委託料は道路河川等のパトロール及び清掃業務、環境美化パトロール業務、分別収集業務、町指定ごみ袋の配布業務、犬猫の死体回収、それから不法投棄防止等の業務を行っていただいております。新たに29年度よりこちらの事業費の中に粗大ごみの戸別有料収集業務等をお願いすることにしております。次に14節使用料及び賃借料は有料道路通行料と町民一斉清掃、大村湾一斉清掃時におきます自治会からの車の借上料、草刈機の借上料等を計上いたしております。次に2目ごみ処理費です。1節塵芥収集員報酬については427万5,000円を計上いたしております。4節共済費は収集員の社会保険料を計上いたしております。次のページをお願いいたします。11節需用費では消耗品費の中のごみ袋の製作費が主なものです。今年度も環境問題の啓発、リサイクルの推進を図るための牛乳パックを再利用した啓発用のオリジナルトイレットペーパー6万個の作成を予定しております。このリサイクルオリジナルトイレットペーパーについては町内の小中学校、それから公共施設等で使用しております。それとともに町内自治会での啓発用としても例年どおり配布を予定しております。12節役務費につきましては住民環境課所管のダンプカー1台分でございます。次に13節委託料でございます。可燃ごみ等の収集運搬業務、びん収集運搬業務、不燃粗大資源ごみ収集運搬業務と1節報酬で申し上げました塵芥収集員の補助員のシルバー人材センター分を合わせて1億1,697万円を計上いたしております。ごみ収集手数料徴収業務委託料につきましては、町内の各施設それから事業所等でごみ袋を販売して

いただいている分の販売手数料でございます。次に15節工事請負費は環境倉庫建築工事費として資源化物回収常設施設建設工事費を計上いたしております。次に19節負担金、補助及び交付金でございます。生ごみ処理機設置事業補助金でございます。次に資源分別収集助成金につきましては699万7,000円を計上しております。また、資源化拠点回収時における高齢者等の戸別収集を行っている自治会に対しまして、車両借上料等の助成を含めて計上をいたしております。長与・時津環境施設組合負担金でございます。こちらについては、組合運営費、熱回収施設関連工事費、交付税充当分を含めましたところの2億9,225万4,000円を計上いたしております。27節の公課費につきましては住民環境課所管分のダンプカー1台分でございます。

次に3目し尿処理費でございます。1節報酬は徴収嘱託員報酬を計上いたしております。9節旅費、11節需用費、12節役務費につきましては例年のとおりでございます。13節委託料につきましては、し尿収集の委託料4,259万1,000円を計上しております。それからし尿処理委託料、し尿料金システム保守点検委託料を計上いたしております。次のページをお願いいたします。同じく13節委託料として、し尿投入施設運転管理業務委託料を計上いたしております。14節使用料及び賃借料では、し尿料金システムリース料87万4,000円を計上いたしております。23節償還金、利子及び割引料は、し尿収集手数料の還付金でございます。

次に説明書の216、217をお願いいたします。債務負担行為でございます。こちらにつきましても1番下から3番目のし尿料金システムリース料で限度額349万5,000円を計上させていただいております。

続きまして主要な施策に関する説明書の方をご説明させていただきます。13、14ページをお願いいたします。住民環境課の主な業務をお示ししております。こちらについては環境関係のものでございます。次に29ページをお願いいたします。上から2番目の住民環境課所管分の特別職の内容をお示ししております。次に34ページをお願いいたします。住民環境課住民係、それから環境係の補助金それから負担金の一覧でございます。次に45ページをお願いいたします。基金の状況ですが、下から3番目の収入印紙及び長崎県証紙購買基金が住民課所管分でございます。ご確認をよろしくをお願いいたします。説明は以上で住民係、環境係の分は全て終了いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

それでは説明が終わりましたので、これから質疑を行います。まず、住民係分から行いたいと思います。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

審査の中で、今住民課分からおっしゃったんですけども、よろしければ住民環境課という1つの課ですので一緒に並行して、していただけないでしょうか。先ほどは税

務課と収納推進課は課が別でしたよね。ということで別にしたのは分かるんですけども、これは1つの課ですのでページもこうなりますよね。できればそういった配慮を皆さんの同意が得られればしていただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

その方が私も進行の方がしやすいですので、それではまず歳入の方から入りたいと思います。12、13ページ、これは11款1項2目2節環境組合関係ですね。次16、17、12款2項1目1節から4節まで、それから2目衛生手数料、この部分は環境の方です。一緒に何かありましたらどうぞ。いいですか。次のページ、18、19、13款2項1目1節個人番号関係です。ここはありませんか。次の3目2節循環型社会形成推進交付金、これは環境分ですね。いいですか。次20、21ページ、13款3項1目1節、ここはありませんか。次22、23、1番末尾の14款2項3目1節、この中の浄化槽設置整備補助金、これが環境係。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと今さらの質問かもしれませんが、浄化槽設置の整備補助金で、これは高度処理に関する分の4基ということですが、通常浄化槽とこの高度処理と言った場合とどういった違いになるのか、専門的なものかもしれませんが説明をいただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

長谷係長。

○係長（長谷裕志君）

通常型の浄化槽につきましては窒素とかリンを除去する能力がございません。高度処理型につきましては窒素またはリンを除去する能力がある浄化槽になっております。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。次24、25、14款3項1目3節、ここではありませんか。次に26、27、14款3項3目1節の中の墓地と公害分です。存目計算です。次に行きます。28、29ページの15款1項2目、下から2番目ですか。住民係所管分です。これも存目ですね。いいですね。次、雑入の部分ですけども、34、35、上から9段目資源売払収入、その3つ下、収入印紙及び県証紙売りさばき手数料。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

資源売払収入でお伺いをしたいんですが、いろんな資源の売払があろうかと思うんですが、このところのいろんな相場も上下があろうかと思うんですが、29年、通常と比べてどういった資源が上昇する、あるいは下落、そのあたりの状況がもし分かればお聞かせいただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

資源の相場ということですが。

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

資源の売払の相場でございますけども27年度について一例を挙げますと、新聞紙とかで例を挙げると前半の単価が1キロ10円であったり、今度後期の方になると13円であるとか、業者でいろいろ買値は違うのですけども、年度内でそれくらい幅がある品目もございます。あとは例で言いますと、鉄類とかも前期は9円だったのが、後期は15円とかいうふうな幅があって、その年その時の社会情勢とかそういった鉄の需要とか、いうもので相場が単価が変わってるというのが現状でございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

物によっては3割増し、5割増しということもあり得るということですが、それではこういった予算を計上といいますか、積算するときに大体どのあたりで数字を入れていく、根拠ではないですが1つの考え方としてはどういうふうにされているんでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

資源売払収入の計算根拠を聞かれています。

松本主査。

○主査（松本雄輔君）

28年度の前期と後期で単価は異なるんですが、その平均単価を用いております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。次のながよ町の自然売払収入、これは存目ですね。そして、34、35の1番下、弁償金、これも存目で住民係の分ですね。いいですか。

次、歳出に入ります。まず68、69、2款3項1目、これは住民係の分です。次のページまで合わせて何かありましたらどうぞ。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

たぶんこれ初めて出てきたんじゃないかと思うので、窓口支援のソリューションシステム使用料ということで、これは金額的には大きくはないですけど、内容をちょっとお知らせください。

○委員長（喜々津英世委員）

荒木係長。

○係長（荒木啓二君）

この窓口支援ソリューションシステムというのは、例えば戸籍の相談とか、あと届書の方が窓口の方に提出された際にタブレットを利用して、届書の記載項目のチェックと

か必要書類、こういうのをお客様に見せながら話をしながら説明していくというシステムになります。戸籍の届書の種類というのは細かく言ったら80種類ぐらいあるもので、あと特に外国の方の届けというのが長与町も去年は15件ぐらい出てたんですけども、州とか国とかで複雑なものになっています。それを簡単に説明できるシステムとして今回導入をさせていただきたいと思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。いいですか。次行きます。106、107、4款1項5目環境衛生費関係です。次のページの中程までありましたらどうぞ。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

109ページの猫の不妊・去勢事業補助金なんですけれども、28年度もされている事業ではありますけれども、野良猫を増やさない、動物愛護の観点からということで確か1頭あたり8,000円という補助で住民の方がされた場合に支出できるというのは分かっておりますけれども、不妊去勢をされた猫、要するに野良猫ですから、分かるために全国的にはさくら猫と言って耳をちょっとカットして、この猫はそれが済んでますよというのが担当課の方は承知をされていると思うんですけれども、せっかく不妊去勢手術をされていても、これが獣医師が周知されているものなのかどうか分からないんですけど、こういうふうに町の予算を使ってされているのでそこら辺がそういった形の周知は獣医師会の方といろいろなお話をされると思うんですけど、されているかどうかをお伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

森内課長補佐。

○課長補佐（森内秀朋君）

お答えします。この事業につきましては長崎県獣医師会の西彼杵郡の支部の先生に実態を一任をして、確認して手術を行っております。周知の方につきましては、まず、申し込みをされる方については、保健所の事業が先に来ておりますので、西彼保健所の方にまず希望者の方は出向いていただいて、その担当獣医師の方にこの制度の説明を細かいところまでお受けをして、それから受けるように指導をしております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

申込制度のご説明いただいたんですけども、なぜこの質問をしているかといいますと、長与町でそういった事業をしているということで、耳はカットしてるけれども全国的にその上の、桜の花びらのようだからさくらカットとどうも言うらしいんですけど、それが見られる方はしているというのがはっきり分かる。しかしそうではなく、何とはなしに耳を切っている。けれども耳を切っているのが、すいません、ちょっと言い方が悪い

んですけれど、印をつけるために何か処置はされているんですけれど、形が違うものですから実際に手術を施したかどうか分からないのであれば単に猫はかわいそうですね。だからせっかく町の事業にされるのであればいろいろ獣医師会との話し合いも、もし周知されてなかったら、たぶんないということでこういうのを聞いたわけなんですけれども、そういう話し合いをする意味で、絶対、獣医の方がこれを全部知っているというわけではないと思いますし、これはあくまで獣医師会の方も善意でご協力をいただいていると思いますので、そこを今一度何か周知、担当課の方から。これが私費で行くのだったらそこまで私も今言わないんですけれど、町の財政で予算を組まれてされてるんですからそこら辺を周知した方がよいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

森内課長補佐。

○課長補佐（森内秀朋君）

お答えいたします。この制度自体は平成23年度に長崎県動物愛護推進協議会西彼支部協議会の中で規約を決められております。その中で手術の実施については長崎県獣医師会西彼支部加入の各動物病院で実施するということと、避妊去勢の手術をした猫であることが一見して分かるように手術の際に左耳先に90度以上のV字カット施しますというふうな規約がありますので、担当する獣医師の先生については、全てこちらの方をご存じのことになっております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

規約があるということではございますけども、もし何かそういった話し合いがある際には、実際そうじゃないというのも住民の方から声を聞いておりますので、いま一度、規約がもちろんあられるんでしょうけれど、何かの折にはご説明をされてと思っているんですけれども、すいません再度課長いかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

中村委員の言われているとおりで、基準は基準で決まっているんでしょうけども、ケースバイケースで先生も的確にできないケースなどが当然あるかと思います。趣旨をご理解いただくように我々も年度内でも結構会合がございますので、その折に共通理解を図っていくように努力をしていきたいと考えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

9ページの長崎市営火葬場維持管理費が29年度は104万4,000円上がったと

いうことですが、その根拠は何でしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

森内課長補佐。

○課長補佐（森内秀朋君）

お答えいたします。こちらの平成27年度の火葬場決算額に長与町の火葬件数の率で算出した金額から町民の方がお支払いされた金額を差し引いた金額895万6,000円を計上していたしております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

補足してご説明をさせていただきます。28年度より大幅に予算が増えているという件ですよね。今、森内の方からもお話ししましたが、前々年度の経費をいろんな指数を使って、それが2年後、今年予算の方に計上がされてくるという状況で、その年度に、例えば29年度分でございましたら、27年度に火葬場にかかった経費が多い場合は2年後に多く増えてくると、そういうふうなシステムになっています。例えば火葬場の補修であったりとか、それが大きな要因で長与町の負担分が2年後に増えたり減ったりするというところでございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

確認なんですけど、6目3節職員手当で特殊勤務手当ということで5万円ついているんですけど、ここの節に特殊勤務が入って、通常のところに入れてないのは狂犬病に関して何かあったときのためにということなのか。一応職員の手当ということで入っているので、今までその実績があったのか。そこをお聞きします。

○委員長（喜々津英世委員）

森内課長補佐。

○課長補佐（森内秀朋君）

お答えいたします。委員が発言のとおり基本的には狂犬病の捕獲に伴うもの。それから各動物の死体処理に関するものということで、実績については今年度については、おおむね20件ほどありましたので、その分を勘案して計上させていただいております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。次の110、111、4款2項1目ここで何かありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

13節委託料にかかってくると思うんですけども、先ほど当初の課長の説明の中で、きれいなまちづくり事業委託料の中で粗大ごみの戸別収集についても対応していくというお話がありました。また今回の条例改正の中でも、いわゆる粗大ごみの手数料が上がってきていて、これは建設産業委員会の方で審議をすることなんですが、このまず事業の概要ですよ。だいたいどんな形で、まず夏頃からというお話は以前聞いていたんですけど。見ればステッカーかなんかを貼ってもらうというのは何となく想像つくんですよ。それを今おっしゃった当初に説明したこのきれいなまちづくり事業は、たしかシルバーに委託をしていることなのでシルバーを活用する。だいたいそういったのは大まかに分かるんですけども、事業全体を町民が申し込んでどうなるというのをちょっと説明をいただけませんか。

○委員長（喜々津英世委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

まず、こちらの事業については7月から実施をするようにいたしております。もちろんこちらの予算等をご承認いただいた後の話ですけども、7月から実施を予定すると業務は進めております。実際、広報、ホームページその他いろんなもので啓発、周知を図りまして7月より電話で町民の方より住民環境課の方で受け付けをいたします。そちらの方で電話をいただいたときにどういった物で重さはどれくらいですかとか長さはどれくらいですかとかそういったものとか、住所氏名それから電話番号等の必要事項をお聞きして収集の希望日をお聞きして一旦そこで電話を切らせていただいて、その時点で確実にその日に取りに行けるようであれば即答で、何時頃までに玄関のところにゴミをシールを貼っておいてくださいと。シールについては、29年度につきましては公共施設、各所の町立公民館、南交流センター、ふれあいセンター、役場等で販売を予定しております。これというのがなかなか浸透度がまだないものですからそんなに多くはないだろうという見込みで、もし年度途中で需要が多ければゴミ袋の販売のように事業所への展開を拡大しようかと考えております。戻りまして、例えば来週の木曜日にお願いしますと住民の方が要望があった場合に、その日がもう既に申込者でいっぱいだった場合は別の日はどうですかとか調整をさせていただいて、即決ができない場合は折り返しましたこちらからお電話をいたしましてゴミを出される方と調整をして収集日を決めていくというやり方です。住民の方は先ほど言ったように公民館等でシールを買っていただいて、ゴミを出すときにそれを貼って出していただくと。29年度についてはシルバーの方に委託をしまして、シルバーの回収車がうちの方で作った計画表でこの日はこういうふうなルートで回収をしていくという回収、それからクリーンセンターへの運送までも含めての計画を立てて、1日1日を収集をしていくという感じでございます。すいませんちょっと説明がうまくできなくて。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

これは私も以前から申し上げてきたことで、なかなかできないんじゃないかなと思っ
ていたんですけども、早い対応でまずは評価をすところなんです。あと1点だけだす
ね、これは建設産業委員会の中での審議でもあったかもしれないんですけども、上限を
60キロで切ってあるわけですよ。それ以上の物についてはもう従来どおり出してく
ださいというのか、従来どおり出せないからお願いするという形だと思うんですよ。
戸別収集をお願いするのは自分で出せないというのか、出しづらい。そこのところの対応
はどうするのか。60キロ以上というのは相当なものですけどもお伺いします。

○委員長（喜々津英世委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

委員ご指摘の大きさ、重さというのは各自治体でかなりばらつきがあります。1番近
いところでは長崎市が全て戸別収集で対応をしております。直接委託業者の方に行きま
して、いろいろと話を係の者が聞いてきております。その中で2人で収集する場合、1
00キロとかという物はほぼほぼ持てないと。普通の方であれば60キロぐらいだろ
うと。もちろん玄関がすぐ車が横付けできる場所もあればそうでない場合もあると、ケー
スバイケースでいろいろあると。そういったのも含めて長崎市はずっともう以前からさ
れていますが60キロというラインを設けたということで、それとうちの設定につきま
しても、いろんな重さ、長さで細分化されてる自治体もものすごく多いんですよ。た
だそうなると住民の方の混乱を招く、それと国の方からの通達がありまして近隣の自治
体との均衡性を保ちなさいと、差があつてはいけないよというふうな指針もありました
のでシンプルに重量と大きさについては長崎市のをそのまま使わせていただいでどう
かなということのうちの方で決定させていただきました。長与町というのが、長与町の全
部の転入者の数の比率からすると長崎市からの方から約6割なんです。ですから長崎
と長与の出入りがかなり多いということもあつて同じようにしておいた方が住民の方
も混乱を招かないので1番いいんじゃないのかなということでもそういうふうな設定をさせ
ていただきました。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

ちょっと簡単なところで知っておきたいことがあります。報償費の資源ごみ回収とい
うことで、子供会とか自治会あるわけでございますけれども、この子供会は通常夏休み
とかなんとかする廃品回収かなと思うんですけども、子供会もなかなかまとまりがなく
て最近はしているところも少ないんじゃないかと思えますけど、どのくらいの地区でし

ているか分かりますか。

○委員長（喜々津英世委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

昨年度のデータでは、子供会それからスポーツクラブ含めて9つの団体、延べ26回、回収をしていただいております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

26回ということで予算を割れば分かるんですけども、これは報償費としては、1団体に平等に振り分けておられるのか。いくらぐらい振り分けておられるのかですね。

○委員長（喜々津英世委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

こちらの集団回収につきましては、紙類、ビン、金属こういったものが主なものでございまして、それぞれの重量でいくらというので、たくさん収集をされたところについては補償金が高いということで延べ26回収集をしていただいているんですけども、合計額が各子供会で違うんですけど、13万780円を報償金としてお支払いをしております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

粗大ごみの有料戸別収集についてお伺いをします。新しい制度で非常に運べない方々にとっては非常にありがたい制度だと思います。それで自分が住民だった場合にちょっと気になる点とといいますか、2点ほどありまして、例えば高齢者がお住まいの場合に家の中に本棚あるいは廃棄しようと思っているソファ等があると役場の方に電話します。長さは大体分かるんですが、重さどのくらいですかと聞かれたときに、果たして住民の方が60キロですよ、50キロですよというそのあたりがなかなかうまく役場の中とやりとりが難しいのかなという気が1つする。そこがどうなるのか気になる点。それからもう1つが玄関先に出しておいてほしいということですが、やはりこれも高齢のお宅等々だと例えば、家の中にあるような本棚等々をちょっと出せないんですよというような相談があった場合に対応が可能なのかとどうか。この点はいかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

委員がおっしゃられていることが、私どもも1番苦慮しているところです。実際のところですね。体重計に乗るようなものであれば重さは測れるんですが、乗らないようなものは測ることができません。実際のやり方としては品目ですね。ダンスということで、寸法は大体何センチぐらい。縦、横、高さをお聞きして、それくらいだったら大体このぐらいなので500円の方のシールを貼ってくださいとか。1000円のシールを貼ってくださいというふうな町民の方に寄り添った感じで、まずは進めていきたいなど。体重計もないところは、どうやって重さを測るんだというのが多分私も同じことを考えるだろうと思うんですけどもその場合も大まかな、我々で、まずこういう物だったらこれくらいというような基準表を準備して、それくらいだったらこのくらいだと思いますからというふうな住民寄りの、安い方の判断基準で取り扱いを進めていきたいなど思っています。こういったトラブルが多分1番多いんじゃないかと思えますけども、こういった現実そういう収集を始めて、いろんな問題が出てくると思いますのでそういったものをいろいろと改善をしていきたいと考えております。もう1点の玄関先についてですが、中に入って行って運ぶというのは基本的には考えてないんですが、もし善意で入って運んだ場合に他の備品等を傷つけるというふうなことになった場合に、あなたたちがしたんだから賠償しなさいとかいう問題があるということもお聞きしております。非常に難しいところで、我々も今ちょっと苦慮しているところです。実際のところそこまでサービスをしてあげたいんだけど、何かあった場合どうするのと。ある自治体ではプラスいくらかでそこまでしますよというふうな自治体もあるみたいです。今のところ基本は玄関先をお願いしますというふうな運用をさせていただいて、実際事業を始めながら住民の方に寄り添ったような感じで、できる限りは対応していきたいなど今のところの考えでございます。すいません。はっきりしたお答えができずに。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

まずは始めてみていろんな問題点、課題が見つかってまた改善ということで、それは理解いたします。それともう1点ちょっと考えられるのが、当初この分を回収をお願いしたいということで予定してた後に、回収した後に、実はもう1つ思い出したということで、これもという追加で発生した場合に、それはもう契約外なのでできないとするのか。それとも新たに費用を負担してもらえば回収しますよという対応をするのか。このあたりはいかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

回収日予定前であれば、その日のスケジュールとおおよそ何が何個乗るとというのが予測ができますので、その範囲内であればできるだけ収集をさせていただきたいと考えて

おります。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

私も同僚のを聞いていて1つ思ったのが、支払いというか券ですよ。だから今同僚議員が住民の方を向いたサービスでいろいろと提案をされて、担当課の方も真摯に考えたとおっしゃったんですけども、支払いについてもその場で現金ができれば1番いいわけですよ。今回、施設でしか券が買えないということは、申し込みと同時にどこかの施設に行って券を購入しないといけない。となるとそれこそ二度手間ですよ。現金が扱えるのか、あるいは納付書発行するのかどうか。いろんな方法があると思うんですけども、やはりそこも検討課題には入ってますか。その点だけ。

○委員長（喜々津英世委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

公共施設の方としたのは、そんなにまず普及はしないのではないのかなという面と、あと現金で扱うかというのは、現金でその場で公民館等で購入していただいて、領収書をお渡しするという形になると思います。現場では基本的にはまずしないと。お金を扱うあれが持っておりませんので、現金でのごみの収集はいたしません。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。次に行きます。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

きれいなまちづくり事業の委託料のことなんですけども、先ほどから粗大ごみについては議論がずっとありまして、廃棄物の処理の条例が産業厚生にいつているんですけども、そこでどういう審議がなされているのか分かりませんが、その中の9条2項、犬、猫、これが従来は猫の回収は除くということになっておりましたね。今回新たに猫は回収をしましょうということになってますね、条例が。そして料金は無料ということになっているんですね。猫の死体とか道路等で死体になったり、交通事故で亡くなったり、そういうのは優先的に今まで回収をしてましたね。ところが猫の死体の回収となると各個人の家はかなりたくさん飼っておられると思うんですよ。それも回収をするという、そういうことなんでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

森内課長補佐。

○課長補佐（森内秀朋君）

お答えいたします。個人の家猫は回収をいたしません。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

条例の質問になってしまって申しわけないんですけども、従来の条例は猫は除くということになっているんです。ところが今回第2項で犬猫等の死体その他何々については運搬処理について手数料は徴収をしないということなんですけども、今確認をしたんですけども回収はしない。しかし手数料は無料ということは、回収をするけれども手数料は取らないという、そういう条例の解釈をしております、そうするとそのものがきれいなまちづくり事業委託料の中に猫とか粗大ごみの燃えないごみとか戸別収集ですね、そういうものが入っておりますという説明をされたものですので、条例とマッチするなとこういう理解をして、各家庭の猫の死体も回収するんだなということにつながると思ったんですけども、猫は回収をしないんですか、今の話では従来どおりということなんですか、確認です。

○委員長（喜々津英世委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

猫については従来通りでございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。次112、113。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

すいません。どこの経費に入るのかちょっと分からないんですけど、ごみ収集の関係の印刷製本とかそういったものになろうかと思いますが、年末のごみの特別収集がありますとかないとか、そういったチラシを自治会に世帯配布されていると思うんですが、チラシの効力というか、第3週のときに世帯配布で確か回ってきたんですね。例年続けていらっしゃると思うんですけども、12月の1週か3週かまでは私も覚えてませんが、第1週であれば、割と各世帯年末で忙しくても周知も図れるかと思えますし、ここが自治会加入率が7割程度ですから全町民にというのは難しいのかもしれませんが、例年第3週なのかも分かりませんが、第1週にそういったものができるのか。まず、お伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

長谷係長。

○係長（長谷裕志君）

年末年始のチラシにつきましては、12月の第1週の広報にあわせて配布することは可能でございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

急に方向転換をするのは難しいかと思うんですけども、近隣自治体ではそういった方法とられているかもしれませんが、例えばクリーンボックスに年内最後の収集日と年始最初のというのを貼っているような自治体もあると思うんです。クリーンボックス全体にそういったものをするのが作業上難しいとかというのがあるのかも分からないんですけどそういった点もひとつ考えかかなと思うんですね。というのがもう出される方は、自治会に入っていない方も出されるわけですから、そういった面についても多分問い合わせもいろいろあっておられるのではないかなと推察しますが、そういった今の現行のチラシ以外に何か方法を考えられたことがありますでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

委員おっしゃられるとおりこちらでも早期にいろんな手段を使って周知を図るべきではないかと思えます。29年度から普通のごみ、いろんな種類がありますけどもアプリを4月から入れて、うちの自治会はいつ何曜日に何が出せるというアラームとかの機能をつけたソフト配布が無料でできるように準備しておりますので、そういった中でも業者さんに確認をしないと分からないんですけども、計画外のものを急に収集日を入れるというのができるかできないか分からないんですけども、できるだけそういったもので幅広く周知を早目に図るように努力していきたいと考えてます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

113ページの環境倉庫工事費の説明がよく分からなかったなので、もう1回詳細を教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

長谷係長。

○係長（長谷裕志君）

環境倉庫の工事費でございますが、これは保健環境連合会の方でもお伝えをしておりますが、自治会内に希望がございましたら常設の倉庫を設置するというので、自治会からご要望がありましたら設置するための工事費として計上させていただいております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

設置をするというところなんですが、それは1台分を予定されてるんでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

長谷係長。

○係長（長谷裕志君）

これにつきましては、1台分を予定をしております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

同じところで質問なんですけれども、環境倉庫の利用率というのがかなり高くなって、拠点での収集量からしたら、多分利便性を考えると住民の方は結構そちらの方に持っていつているんじゃないかと思うんですけど。資源化拠点とこの倉庫をしたことによる収集量ですね、その推移というのが分かれば教えていただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

長谷係長。

○係長（長谷裕志君）

平成28年度の1月までの実績なんですけど、常設倉庫の方で、拠点回収の比率で見ますと14%が常設倉庫の方で回収をされております。推移としましては、年々増加の傾向でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

同僚議員もよく一般質問の中でこの拠点回収のあり方ということに関しては質問をずっとされているところなんですけれども、反対ではないんですけど負担になっている部分はあるというのは多分感じておられるところだと思うんですけど、自治会の方にそういうふうをお願いをしてもなかなか他人の場所だったり、自分たちの公民館の中にはなかなか、設置できても鍵の管理だったりとやっぱり困難な部分というのが多々あると思うんですけども、この常設の倉庫を建てるために公共施設はぎりぎりもう何か所も建てているんでしょうけど、それ以上にどこかもっと建てられないかというところで、自治会任せではなくて町側での検討というのはまだされているでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

一部の地区からご要望等もありまして、昨年からですけれども働く婦人の家をちょっと検討をさせていただいてますが、役場が近いじゃないかとかいうご意見もありまして、今いろいろと検討をしているところでございます。ご承知のように役場の横については回収量が非常に高く、今まで1基だったのを2基に増やしているところでございます。できるだけ住民の方のご要望もお聞きして、適切な安全な場所であれば増設をしていきたいと考えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

現在7か所だったかと思うんですけど、本町の中で7か所で空白部分というのはないのかですね。この役場の拠点場所というのは、結構しっかりと利用はされてるんですけども、例えば本川内だったり高田だったりで外の方ですね、そういうところに関してのこの常設の空白はないかどうかですね。

○委員長（喜々津英世委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

空白はないかということでございますが、空白はあるんじゃないかと思います。どうしても公立公民館等の施設に設置をさせていただいていますので、上からいけば上長と公民館、南交流センター、高田の方にいきましてふれあいセンター、それから役場の横、町民体育館と多目的研修施設、おおまかに全体的には包括しているんじゃないのかなと考えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

道の尾地区の高田越というのはすごい範囲が広くて、これがふれあいセンター、車で持っていかれるでしょうからそこは何とも言えないんですけど。やはりそちらの方、道の尾地区とかそういうところの常設が近くにないというところでの苦情も1つあったりして、ある程度網羅した場所に考えて行くのも1つの手かなと考えたものですから、最後お願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

保健環境連合会等も開催をしております中で自治会長からの生の声等もお聞きをして、必要性が高いということであれば先ほど言ったように公共の施設、土地の選定、それから安全性を考えまして、前向きに設置をするように取り組んでいきたいと考えてます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

19節の資源分別収集助成金の部分でお伺いをしたいんですが、資源の拠点回収の部分で同僚議員からも質問の中で出されてたんですが、自宅から資源を積んで拠点に持っ

て行ってそして搬出して自宅に戻るという一連の中で、もし交通事故なり物損、自損等があったときには個人でその分を負担するという形なんです、同僚議員もおっしゃるように町と保環連、自治会との共同でこの事業というのは実施してるわけで、確かに同僚議員が言うように、もし何かあったときにそういった意見なりが役場の方にいずれ来るような私も気がするんですよ。それで、例えば保険会社とそのあたりを協議してそのあたりについては一定保険等でできないかというような検討が必要ではないかと思うのですが、それはどういうふうにお考えでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

この件に関しましては、私もどうにか万が一のときにケアができないかということで、いろいろちょっとお調べして、県の社会福祉協議会がボランティア保険というのがございまして、自治会活動等のいろんな面でサポートができるというふうなものでございまして、直接保険会社の方にお聞きをしたんですが、車に関してはもう絶対出ないと、何があっても日本全国探してもないですよと言うご回答で、ちょっと私も残念に思ったんですけども、今後何らかの万が一のことがあった場合、大きな事故でけがをされたとかいう場合に、対策ができないかというのをいろいろと検討中でございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。次行きます。114、115、歳入歳出は以上です。あと主要な施策に関する説明書、それから債務負担行為、こういったものの説明もありました。歳入歳出、それからそういったもの総体的に質疑がありましたらどうぞ。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで住民環境課所管の審査を終わります。

場内の時計で15時5分まで休憩します。

（休憩 14時53分～15時03分）

○委員長（喜々津英世委員）

それでは休憩を閉じて審査を再開いたします。

これから福祉課所管を行います。議案の説明を求めます。

森川課長。

○福祉課長（森川寛子君）

それではよろしく申し上げます。福祉課所管について説明をいたします。歳入の総額は4億9,803万1,000円、対前年度比1,869万2,000円、3.9%の増となっております。歳出の総額は職員の人件費を除きまして8億4,049万6,000円、対前年度比4,983万7,000円、6.3%の増となっております。主な要因といたしましては、障害者福祉サービスの給付費の増加に伴うものです。また、臨時福祉給付金につきましては、28年度の繰越事業として実施することになっておりますので、2

9年度での予算の計上はございません。

それでは説明書によりまして説明いたします。まず歳入です。説明書の12、13ページをお開きください。中段になりますが、11款1項1目3節老人福祉費負担金のうち老人福祉施設入所者費用徴収金とその下の高齢者生活福祉センター利用者負担金が福祉課所管となります。老人福祉施設入所者は6名で、生活福祉センターの入所者は12名となっております。それから1番下の12款1項2目1節社会福祉使用料ですが、老人福祉センター丸田荘の入浴施設の利用料となります。4月からの料金改定に伴いまして、前年度と比較して40万8,000円の増額を見込んで計上をいたしております。18、19ページをお願いします。1番上の13款1項1目1節社会福祉費負担金のうち2番目の障害者自立支援給付費負担金、この中に乳幼児の育成医療も入っておりますのでそれを除いた2億2,392万5,000円とその下の障害児入所給付費等国庫負担金が当課所管となります。いずれも障害者の自立支援給付費と障害児の通所給付費に係る2分の1の国庫補助分となります。特に障害児の通所給付費につきましては、前年度比2,296万7,000円の増となっております。13款2項2目1節社会福祉費補助金ですが、地域生活支援事業補助金は障害者の生活支援事業に対する2分の1の国庫補助、その下の生活困窮者就労準備支援事業補助金は社会福祉協議会に委託している生活困窮者就労準備事業に係る国の2分の1の補助となっております。同じく3節老人福祉費補助金の老人保健事業推進費等補助金（原爆分）のうち284万6,000円が当課所管分となります。これは原爆被爆者対策の特別事業として窓口や電話などでの相談業務等に活用しているものとなっております。

続きまして20、21ページをお願いします。1番下になりますが14款1項1目1節社会福祉費負担金のうち2番目の障害者自立支援給付費負担金のうち養育医療を除く1億1,196万2,000円と、1つ飛ばしまして障害児通所給付費等負担金が当課所管となります。これはどちらも4分の1の県費補助となっております。続きまして22、23ページをお願いします。14款2項2目1節社会福祉費補助金ですが、1番目から4番目の地域生活支援事業補助金までが当課所管となります。福祉のまちづくり事業推進補助金は障害者にかかる住宅改修補助金で、その次の福祉医療費補助金（障害者）は共に県の2分の1の補助となっております。地域生活支援事業補助金は4分の1補助となっております。同じく3節老人福祉費補助金のうち在宅福祉事業費補助金は、老人クラブの活動に対する3分の2の補助となります。次の福祉のまちづくり推進事業は高齢者の住宅改造に係る県の2分の1補助となっております。26、27ページをお願いします。14款3項2目1節の社会福祉費委託金は全て福祉課所管となります。28、29ページをお願いします。15款1項2目1節利子及び配当金のうち上から2番目の地域福祉ボランティア基金運用収入、それから16款1項3目1節社会福祉費寄附金が当課所管となります。32、33ページをお願いします。3番目にあります19款3項1目1節貸付金元利収入のうち真ん中にあります災害援護資金貸付金元利回収金が福祉課

所管となります。平成3年の台風災害への貸付金の回収分となっております。下の19款5項1目1節雑入のうち、7番目の清涼飲料水自動販売機設置使用料のうち7万2,000円が丸田荘への設置分となります。1つ飛ばしまして、各種施設電話使用料のうち1,000円を丸田荘の分として計上いたしております。34、35ページをお願いします。10番目の丸田荘利用料ですが、丸田荘の1階部分が社会福祉協議会のデイサービスに利用されておりますので、その分の賃借料と光熱水費等の負担分となっております。それから6つ下の後期高齢者医療制度特別対策補助金のうち83万4,000円につきまして後期高齢者の健康対策事業として広域連合から交付されているもので、これにつきましては入浴施設の利用補助に活用をさせていただいております。

続きまして歳出に移ります。78、79ページをお願いします。3款1項1目社会福祉総務費となります。1節報酬では民生委員児童委員推薦会とその下の地域福祉ボランティア基金管理委員会委員報酬が福祉課の所管となります。それぞれ1回分を計上いたしております。2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては生活福祉部長、それから福祉課職員12名、こども政策課職員のうち8名分、合計21名分計上いたしております。8節報償費につきましては福祉課分となります。それから9節旅費、80、81ページの11節需用費につきましては、こども政策課分と合わせての計上となっております。金額については前年に比べて若干落とした形で計上をさせていただいております。13節委託料ですが、2番目にあります福祉医療費システム保守委託料についてはこども政策課分になりますので、それ以外の3つが福祉課所管となります。今回新規でお願いしておりますのが1番下の避難行動要支援者管理システム導入委託料となります。現在避難行動要支援者名簿を作成し、提供の同意をいただいた方については今後自治会や自主防災それから民生委員などの避難支援等関係者へ提供するとともに、要支援者に合った個別避難計画へと進んでまいります。今回導入を予定しているシステムは庁舎内の電算システムとの連携が可能であるため、対象者の抽出も随時行うことができるようになります。また住宅地図情報や町のハザードマップとの連動もでき、災害状況に応じた避難支援について計画作成が可能となります。また見守り対象者として平時の見守りにも活用できるシステムとなっております。19節負担金、補助及び交付金ですが、前年度と比較して増えているのが6番目の長与町社会福祉協議会運営補助金で140万円の増となっております。これは事務局職員9名分の給与等が定期昇給及び人事院勧告等で増加したことが主な要因となっております。次の老人福祉センター運営補助金については施設の保守点検等が主なものですが消防設備点検の際に消火器や消火栓ホースの取り替えの指摘がなされたことや身体障害者用トイレの改修が必要であるということがありまして、前年度と比較して66万8,000円の増となっております。20節扶助費は下から2番目の小り災見舞金が福祉課の所管となります。続きまして2目障害者福祉費です。1節報酬ではひばり学級療育指導員報酬以外が福祉課所管となります。82、83ページをお願いします。1番上にあります自立支援協議会委員報酬が前年度と比較

して増えておりますが、29年度に障害者福祉計画を策定いたしますので計画について協議をしていただくため金額が増えております。4節共済費7節賃金は障害者福祉医療事務の事務補助をお願いするものです。8節報償費は1番下の精神障害者生活訓練事業報償費が福祉課所管となります。9節旅費と11節需用費についてはこれもこども政策課分と合わせての金額となっております。12節役務費は1番下の育成医療費支払事務手数料除く分が当課所管となります。13節委託料では下の方にありますひばり学級分の2つを除く分が当課所管となります。1番上の障害者福祉計画策定委託料は基本計画である第4次障害者計画と障害福祉サービスの充実のための取組を示す実施計画である第5期障害者福祉計画を策定する予定としております。84、85ページをお願いします。14節使用料及び賃借料のうち自動車借上料はこども政策分となります。同じく18節についてもこども政策課分です。19節負担金、補助及び交付金は、全て福祉課所管となります。20節扶助費ですが、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付費とそれから下から4番目にあります軽度中等度難聴児補聴器購入費助成金、それから育成医療費はこども政策課分となります。それ以外の分が福祉課所管となります。前年度と比較して増加しているのが4番目の自立支援給付費で前年度と比較して4,011万2,000円の増です。これについては障害者総合支援法により障害者の方のサービスの選択肢が増えたことが要因です。また長崎は企業が少なく障害者枠での採用が限られているということもありまして、就労継続支援のサービスの利用者が増えていることも給付増につながっています。それから下から5番目の障害児通所給付費が4,593万4,000円の増となっております。これは障害児の放課後デイサービス事業で、町内に事業所が増えたことも増加の要因の1つですが、町の母子健診や発達相談の結果、子供の成長のために必要な支援として給付が増えてきているのも給付増の要因となっております。それから1番下の身障者医療費と難病者医療費については、これまで3款1項1目社会福祉総務費から支出をしておりましたが、障害者に係る給付ということで29年度から2目障害者福祉費の方に移行をしております金額については変動がございません。

86、87ページをお願いします。4目原爆被爆者対策費は全て福祉課所管となります。1節報酬が主ですが、被爆者の健康生活相談員として看護師を雇い上げて対応していただいております。

96、97ページをお願いします。1番下にあります3款3項1目老人福祉総務費が福祉課所管となります。1節報酬は養護老人ホームや生活支援ハウスの入所判定委員会の委員報酬です。これまで報償費で計上をしておりましたが、特別職の職員として条例にも明記されておりますので報酬で支払うべきものとして報酬の方へ変更させていただきました。8節報償費は、まず長寿者敬老記念品代は90歳以上の方への記念品代、次のページ98、99ページですが、長寿者敬老祝金は77歳に1万円、88歳に3万円のお祝い金を計上いたしております。13節委託料ですが丸田荘施設管理委託料について前年度と比較して310万2,000円減額し、新たに丸田荘浴場等清掃業務委託料

と水質検査業務委託料を追加いたしております。これまでは1つの業者に一括して業務を委託しておりましたが、上長与のお風呂の清掃をシルバー人材センターで行っていることなどからシルバーの方に相談をしたところ受託が可能であるとのことでした。これによりましてトータルで委託料を200万円近く減額することができております。20節扶助費ですが老人福祉施設措置費は老人福祉法に基づく措置入所の費用で28年度中に1人増えたことによりまして措置費が239万9,000円増加をいたしております。

続きまして債務負担行為になりますが、212ページ、213ページをお願いします。債務負担行為に関する調書の上から3番目です。長与町社会福祉協議会が金融機関から借り入れるほほえみの家建設事業資金に対する元利補助金が福祉課所管となります。続きまして214ページ、15ページをお願いします。1番下の電算機器リース料のうち11万4,000円と次の216、17ページの1番上、被爆者健康台帳システム賃借料が福祉課の所管となります。

続きまして29年度の主要な施策につきまして説明をいたします。13、14ページをお願いします。今回福祉課で主要な施策として挙げさせていただきましたのは、先ほど歳出の方でも説明いたしましたが避難行動要支援者管理事業としてのシステムの導入と障害者福祉計画策定について計上をさせていただいております。29ページをお願いします。これは非常勤の特別職の報酬となりますが、真ん中のあたりですね。それから34ページ、今度は補助金、負担金になります。34ページの1番下の部分が福祉課所管と、次のページ35ページにもまたがっておりますが、ここまでが福祉課の所管となります。最後に45、46ページをお願いします。これは基金の状況になりますが、特定目的の中の上から3番目、地域福祉ボランティア基金が福祉課の所管となります。以上が福祉課所管の一般会計予算書の説明となります。ご審議よろしく願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。まず、歳入12ページ、13ページをお開きください。11款1項1目3節の上2つが福祉課ですね。それからこのページの1番下、社会福祉使用料、丸田荘。ここはありますか。次に行きます。18、19、13款1項1目1節の説明欄の2番目、3番目が福祉課所管ですね。いいですか。次に13款2項2目1節1,652万3,000円、ここが福祉課。それから3節の老人保健事業推進費等補助金、このうち284万6,000円が福祉課ということです。いいですか。次が20、21、14款1項1目これは上から2番目と下から2番目だったかな。上から2番目はこのうち1億1,196万2,000円、これが福祉課分ですね。次行きます。22、23、14款2項2目1節の上から4つが福祉課。それから3節の在宅福祉事業費補助金とその下の福祉のまちづくりこれが福祉課ですね。いいですか。次26、27、14款3項2目1節ここは全て福祉課だったろうと思います。いいですか。次28、29、15款1項2目上から2番目、これは存目ですね。それから下の16款1項2目のところも存目です。また後で総体的にいけますので、何かあったらその

時にでも。次に、32、33、19款3項1目1節の災害援護資金貸付金、これが福祉課所管です。19款5項1目1節の雑入部分です。これは清涼飲料水が7万2,000円、それから各種電話が1,000円ですね。次のページが、中ほどの後期高齢者医療制度特別対策補助金のうち83万4,000円。もう1つ丸田荘の利用料もですね。376万9,000円。いいですか。丸田荘の利用料ですよ。

次、歳出行きます。78、79、3款1項1目、次のページまで何かあったらどうぞ。堤委員。

○委員（堤理志委員）

3款1項1目、81ページの避難行動要支援者管理システム。この部分が一定説明はいただいたんですが、ちょっといまひとつ理解を深めるためにお伺いしたいんですが、読んで字のごとくのシステムだと思うんですが、例えば平時の見守りにも活用できるということですが具体的にちょっとイメージがわからないんですよ。どういった活用といたしますか、どういった利点があるのかお願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

森川課長。

○福祉課長（森川寛子君）

まず今現在要支援者名簿ということで、例えば障害者手帳の1級から3級の方とか、それから要介護3以上の方、いろいろ限定した形で名簿を作成をいたしております。それにつきまして同意をいただいた方については各自治会であったり民生委員であったり情報を提供することになりますので、それについては災害時だけの見守りということだと逆にお互いに信頼関係が築けていないということもありますので、平時でも対応をしていただくと。ですからその名簿としてもらった方については、普段から見守りということをしていただけるものということでの平時の見守りにも活用できますということをお答えいたしました。

○委員長（喜々津英世委員）

分かりましたか。他にありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

これについては県の事業でも行っていると思うんですが、これでき上がったらハザードマップの方にも入れ込むのかなというふうに思うんですが、県とのタイアップというのはどのように先は考えてますか。

○委員長（喜々津英世委員）

森川課長。

○福祉課長（森川寛子君）

このシステムにつきましては地図情報が入ることになります。既存の地図情報ですので、今度はハザードマップの情報というのは県からいただく情報になります。それをレ

イヤーと言いますか重ねるような形で対応をしていくということで話は聞いております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。3第1項2目、とりあえず次のページまで何かありましたらどうぞ。これも福祉課とこども政策課分と一緒にしておりますけれども、ありませんか。
金子委員。

○委員（金子恵委員）

確認なんですけど、83ページの賃金、パート賃金ということで、これ通勤手当はここにはついてないんですが、他は全部ついている。今年から変わったのかなと思ったんですが、やらなくていいんですか。

○委員長（喜々津英世委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

回答します。通勤手当が役場まで2キロメートル以上の方というのが対象だったんですけども、今該当で上がっている2名の方については1キロメートル以下の方だったので、通勤手当については計上しておりません。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。

次84、85、14節の2番目、3番目。19節は全て福祉でした。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私の勘違いだったら申しわけないんですが、障害児の部分については、以前こども政策課で回答いただいた気がするんですが、もうずっと福祉だったんですか。ちょっと確認ですが。

○委員長（喜々津英世委員）

森川課長。

○福祉課長（森川寛子君）

障害児につきましては、基本こども政策課の方で対応しております。今回、うちの方で特別に入っておりますのが障害児通所給付費の部分についてのみ福祉課の方にしております。これにつきましては事務の手續上の問題なんですけれども、補助金の申請等はまとめてやるということもありまして、この部分についてのみ福祉課に残したような形になっております。今後はきちんとすみ分けをして、将来的にはこども政策課の方にきちんと渡すようには予定はしております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。次のページの3款1項4目被爆者対策です。いいですか。次96、97、3款3項1目。次のページまで一緒にどうぞ。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

99ページの長寿者老人祝金でございますけども、もう私もだんだん近くなって。止めるというわけではございませんけども、毎年意見を言っているんですけども、だんだんもらう人が多くなっていくということで、考え方もちょっと変えていかなければならないんじゃないかなということで質問をずっとしていたんですけども、今年はこのままですと出ておりますので予算が、その辺はどのように考えておられるのかですね。

○委員長（喜々津英世委員）

久松部長。

○住民福祉部長（久松勝君）

委員の方からもこういった風にお話いただきまして、ありがたく思っております。高齢者に対してのお祝い、敬意を表するといった意味からもこういった祝金をずっとやってきているんですけども、おっしゃるようになかなか平均寿命もどんどん伸びてきておりまして、今、委員が言われた長寿者敬老祝金につきましては、77歳に1万円、今年の予算で388名いらっしゃるんですね。400万近くぐらいになります。それで次が88歳で3万円が150人ぐらい。ますます寿命も延びますけども77歳という節目どうだろうかというのを私たちもよく話しているんですよ。ここで400万ぐらいの費用もかかっておりますので、今年の今回議会での一般質問でも29年度に他のことも含めて検討できないかとお答えをしましたので、ここらもその中に少し頭の中には入れて検討させていただきたいと考えております。29年度中に一定の方向を出すときの材料の中には、入れさせていただきたいと考えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。それでは、あと債務負担行為、それから主要な施策に関する説明書の部分、合わせて歳入歳出、トータルで総体的に質疑があったらどうぞ。

安部委員。

○委員（安部都委員）

83ページ、自立支援協議会委員報酬ですけれども、今回12名というところで増えていると思いますが、何回を計画されているのかということと、1人当たりは単価はおいくらでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

83ページ、3款1項2目の1番上、自立支援協議会委員。

森川課長。

○福祉課長（森川寛子君）

これにつきましては、3回分を計上させていただいております。報酬につきましては、委員長が7,400円で、7,000円ということでこれは条例に定めております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。いいですか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で福祉課所管を終わります。

場内の時計で15時55分まで休憩いたします。

(休憩 15時45分～15時55分)

○委員長（喜々津英世委員）

それではこれからこども政策課所管行いますが、今日は高田保育所からも来ていただいておりますので高田保育所の分から説明をお願いいたします。

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

それでは先に高田保育所に係る予算の説明をさせていただきます。説明書の12、13ページをお開きください。11款1項1目1節児童福祉費負担金のスポーツ振興センター共済保護者負担金2万3,000円、これが高田保育所の分になります。次に12款1項2目14、15ページをお開きください。2節児童福祉使用料が高田保育所分でございます。保育料をはじめとした使用料になります。歳入は以上です。

次に歳出が90、91ページをお開きください。3目高田保育所費でございますが、前年比1,534万5,000円の増、約15%の増でございます。人件費の増額が主な要因でございます。特に昨年度と異なる部分といたしますのが、1節報酬につきまして保育の充実を図るために保育専門員を1名増員をしております。事務費につきましては全庁的な事務費削減に基づきまして計上しており、大きな変更はございません。簡単ではありますが、以上で説明は終わります。

○委員長（喜々津英世委員）

本当に簡単に説明してくれましたが、95ページまでが高田保育所分ですね。それではこれから質疑を行います。まず歳入、12、13ページのスポーツ振興センター共済保護者負担金2万3,000円、それから15ページの一番上の部分、児童福祉使用料。歳入はいいですか。何かありませんか。

なければ歳出いきます。90、91、3款2項3目高田保育所関連です。95まで通して何かありましたら質疑をどうぞ。いいですか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

せっかく来ていただいているので、ちょっと1点だけお伺いをしたいと思います。通常の経費でやっていくということなんです、ちなみに一般的に行政が前年度やってみて何らかの課題を見つけて、次年度はここをこう改善しようというふうにやっていく、PDCAサイクルとかよく言われますが、高田保育所では29年度こういったことを目標なり課題なりを解決しようというような何らかのものをお持ちなのかどうか、この点はいかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

職員の数についてなんですけれども、今年、29年度また新規採用を2人保育士をとっていただくようにしております。ベテランの先生方が退職をされてしまいますので、中堅の保育士を入れていただくようお願いをしまして、4月からは経験のある方に入ってくださいようにしております。専門員のところを1人増やしたんですけれども、1クラスに必ず1人の固定の保育士がいないとクラスが安定しないということで、今までクラス担任になかなか職員が入れないところもあったんですけども、そこはちょっとお願いをしまして、クラスの子供が同じ先生がずっといることによって、子供の情緒の安定とかを図るためにそこはお願いをしまして、保育士の配置をしていただいております。大きな改善点は、朝と夕方と保育士が変わってしまうことによっての不安感を解消するために保育士の充実をしていただいたところになります。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

高田保育所はいつも人気があるので定員オーバーだと思うんですけども、29年度のこの保育料で何人ぐらい今回は予想をしているのか。

○委員長（喜々津英世委員）

鋤取所長。

○所長（鋤取由美君）

定員の方は90名ですけども、卒園生が出ていきまして、まずは4月の段階は86ぐらいからスタートです。29年度はですね。今現在は93名です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。歳入歳出あわせていずれでも結構です。何かありましたらどうぞ。いいですか。

質疑なしと認めます。

これで高田保育所関連の審査を終わります。

暫時休憩します。

（暫時休憩）。

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。これからこども政策課所管を行います。資料の説明を求めます。

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

それでは改めましてこども政策課所管につきましてご説明をさせていただきます。ま

ず歳入でございますが、12、13ページをお開きください。11款1項1目民生費負担金のうちの1節と2節がこども政策課所管でございます。1節児童福祉費負担金、保育料につきましては、前年度より2,898万6,000円増額としております。今年度の実績に定員増の分をプラスして計上、また国が掲げる幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進事業として、多子世帯とひとり親世帯の低所得世帯の保育料軽減に昨年に引き続き取り組んできたいと思っております。次に2目1節保健衛生費負担金、養育医療費保護者負担金がこども政策課所管です。次に13款1項1目1節社会福祉費負担金の2行目、障害者自立支援給付費負担金のうち73万8,000円がこども政策課所管分で、育成医療費の国庫負担金で補助率が2分の1となっております。次に2節保育所運営費負担金、3節児童手当負担金がこども政策課所管でございます。前年と比較しますと保育所運営費負担金が8,800万ほど増額をしております。入所見込数の増加並びに3歳未満児の給付の高い子ども達の入所の増によるものでございます。児童手当は実績見込みにより算出し434万7,000円減額をしております。次に2目1節保健衛生費負担金がこども政策課所管になります。未熟児養育医療費の国庫負担金で補助率は2分の1となっております。

次に2項2目2節児童福祉費補助金の1行目から3行目までがこども政策課所管です。保育所等整備交付金は、わかば保育園の保育所建替に対する交付金です。補助率は、待機児童解消加速化プランの認可を受けておりますので3分の2となっております。2行目の子ども子育て支援交付金は、利用者支援事業、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンターなど、地域子ども子育て支援事業に対する国庫負担で補助率は3分の1となっております。児童虐待防止対策支援事業補助金につきましては、要保護児童の継続した見守りを行うために昨年度に引き続き取り組みたいと思っております。

次に4目土木費国庫補助金です。20、21ページをお開きください。4節住宅費補助金の中で下から2行目の3世代同居、近居促進事業補助金がこども政策課所管です。昨年同様5件分を計上しております。補助率は2分の1の45%、国費を22.5%となっております。5目3節の幼稚園費補助金がこども政策課所管です。保育料と同じく多子世帯及びひとり親世帯の低所得者部分の補助金が一層手厚くなっております、286万円増額をしております。補助率は3分の1以内となっております。次に3項2目2節児童福祉費委託金の19万2,000円がこども政策課所管です。特別児童扶養手当に係る事務委託金でございます。14款1項1目1節社会福祉費負担金の2行目、障害者自立支援給付費負担金のうち36万9,000円がこども政策課所管です。育成医療費の4分の1県費負担金となっております。

22、23ページをお開きください。2節保育所運営費負担金と3節児童手当負担金がこども政策課所管でございます。2節保育所運営費負担金は、4分の1県費負担と2行目の施設型給付費等事業費補助金は1号認定こども園の地方負担部分に係る2分の1県費負担金となっております。次に2目1節保健衛生費負担金がこども政策課所管です。

未熟児養育医療費の4分の1県費負担金です。続きまして、2項2目1節社会福祉費補助金の5行目から7行目がこども政策課所管です。5行目の小児慢性特定疾病時日常生活用具給付費は4分の3県費補助で、昨年度までは在宅福祉事業補助金という名称で計上していたものになります。次の乳幼児ひとり親の福祉医療費補助金、軽度中等度難聴児補聴器購入費助成事業補助金は2分の1県費補助で例年並みとなっております。次に2節児童福祉費補助金は全てこども政策課所管です。3行目の保育対策総合支援事業費補助金が3分の2の県費補助、4行目の子ども子育て支援交付金が県費3分の1補助で国庫同様です。利用者支援事業や放課後児童クラブ補助金の増額により1,076万1,000円増額をしております。他は2分の1補助となっております。24、25ページをお開きください。6目1節住宅費補助金の3行目、長崎県3世代同居近居促進事業費補助金がこども政策課所管で2分の1補助となっております。次に30、31ページをお開きください。17款2項4目1節の地域福祉ボランティア基金繰入金がこども政策課所管でございます。わかば保育園の建替補助の町の負担分として、補助率12分の1を充当するものでございます。32、33ページをお開きください。19款5項1目1節の雑入で、次のページの6行目、養育医療費返還金がこども政策課所管です。養育医療費の金額が確定をした後に福祉医療費負担分を充当するものです。下から7行目の保険事業参加者負担金、これのうち10万円が政策課所管です。マタニティクッキングなど母子保健事業の参加者負担金です。下から2行目の放課後児童クラブ光熱水費負担金、これがこども政策課所管です。児童館等にある放課後児童クラブから水道光熱費分をいただくことといたしました。1番下のニュータウン防災センター電気使用料もこども政策課所管です。歳入は以上です。

続きまして歳出をお願いいたします。78、79ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費のうち9,118万2,000円がこども政策課所管になります。対前年比で235万5,000円の減額、福祉医療費の28年実績に基づく減額が主な要因となっております。2節から4節の人件費については8名分5,634万3,000円がこども政策課になります。それでは節ごとにご説明をいたします。

1節報酬の3行目、児童虐待防止専門員と4行目の要保護児童対策地域協議会委員報酬がこども政策課所管です。要対協に係る経費は28年度までは児童福祉費で計上しておりましたが、近年虐待予防のために母子手帳交付時など母子保健係の方で担当をすることとしまして、次年度から3款1項1目の社会福祉費で計上することといたしました。次に4節共済費の2行目社会保険料は虐待防止専門員に係る分でございます。7節賃金はいずれも子供政策課所管で、乳幼児、ひとり親、子どもの福祉医療費に関する事務をお願いをしております。次に9節旅費の普通旅費のうち2万8,000円、研修旅費のうち2万8,000円、費用弁償のうち4万6,000円がこども政策課所管で、いずれも要保護児童に関するものとなっております。80、81ページをお開きください。11節需用費の消耗品費のうち2万8,000円、食糧費のうち1万円、印刷製本費の2

8万8,000円がこども政策課所管です。印刷製本費は福祉医療費の受給者証や封筒代が主なものになりまして、障害者福祉医療が福祉課に移行しましたので半分ほどに削減をしております。次に12節役務費の審査支払手数料がこども政策課所管になります。乳幼児医療費の現物給付に係る手数料となっています。次に13節委託料の2行目、福祉医療費システム保守委託料がこども政策課所管です。次に19節の下から3行目、長与町福祉団体体育成補助金、これのうち18万がこども政策課所管で長与町母子寡婦福祉会への活動補助金となっております。次に20節扶助費のうち下から2行目の小児災見舞金以外がこども政策課所管となっております。各医療費は28年度実績見込みから試算をしております。次に2目障害者福祉費のうち障害児に関する部分がこども政策課所管となります。対前年比で232万2,000円の減額、29年度からひばり学級の体制を常勤職員5名から4名体制としており、相談業務を利用者支援事業へ移行する予定としております。それでは節ごとにご説明いたします。1節報酬1行目のひばり学級療育指導員報酬がこども政策課所管です。臨時職員5名の方にサポートをしていただく予定としております。82、83ページをお開きください。8節報償費の講師謝礼とひばり学級療育指導員医師等謝礼がこども政策課所管です。小児科の医師や言語聴覚士の先生方に定期的に指導に来ていただいたり、一般向けと支援者向けに発達障害の理解を深めるための研修会を開催する予定にしております。9節普通旅費のうち1万4,000円、費用弁償のうち2万円がこども政策課です。11節需用費の消耗品費のうち23万1,000円、食糧費のうち3万8,000円、印刷製本費のうち9,000円がこども政策課です。ひばり学級の訓練用の教材に使用させていただきます。12節役務費の1番下、育成医療費支払事務手数料がこども政策課所管です。13節委託料の下から4行目、ひばり学級施設管理委託料とその下のひばり学級療育指導業務委託料がこども政策課です。先ほど申し上げましたとおり常勤職員を5名から4名体制としており、ここで約200万の減額となっております。84、85ページをお開きください。14節使用料及び賃借料のうち自動車借上料がこども政策課分です。18節備品購入費17万3,000円、こども政策課所管です。知能検査のWISC-Ⅲという機械を使用しておりましたが、バージョンアップした検査機器が出ておりまして、Ⅲに関する消耗品が販売中止となったため、WISC-Ⅳの検査一式を購入予定としております。次に20節扶助費の上から8行目、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付費20万と下から4行目、軽度中等度難聴児補聴器購入費助成金14万、その下の育成医療費147万7,000円がこども政策課所管となります。

次に88、89ページをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費は全てこども政策課所管となります。前年度と比較して6,000万ほど増額となっております。変更点について節ごとに説明をしたいと思います。13節委託料の1行目、ファミリーサポートセンター事業につきましては、昨年アンケート調査の中で非常にニーズがあることが分かりましたので、現在PRを図っているところでございますが、登録人数によっ

て補助基準額が異なることから、登録人数が増えることを想定しまして46万9,000円ほど増額をしております。

1番下の設計監理委託料は洗切小校区の学童の整備を計画をしております。15節工事請負費も同じく洗切小校区の整備工事費となっております。次に19節負担金、補助及び交付金の上から4行目、放課後児童クラブ環境改善事業補助金から1番下までの4項目が放課後児童クラブに関する補助金でございます、トータルで1,980万ほど増額となっております。要因としましては29年度から1クラブ増えること。障害児受け入れに関する補助や処遇改善など補助基準額がそれぞれ増額予定となっております。

90、91ページをお開きください。保育所等整備交付金は、わかば保育園の建替に伴う補助金です。2行目の3世代同居近居促進事業補助金は今年度も5件分計上しております。次に20節扶助費の児童手当ですが、実績見込みにより計上し673万ほど減額をしております。次に2目児童福祉運営費につきましては前年比1億9,713万3,000円の増額でございます。主な要因は保育園運営補助金の増額によるものでございます。28年度実績見込みに定員増の分をプラスをして計上しております。また上から11行目の広域入所委託分運営費補助金の中に、下から2行目の認定こども園委託分というのが2つあるかと思いますが、28年度は広域の中に全て含んでいたんですけれども、認定や補助率の違いがありますので分けさせていただいております。同様に上長与子ども園も1号の分と2、3号を別々に計上しております

次に94、95ページをお開きください。児童館費です。前年比40万5,000円の減額となっております。工事費が昨年度より減額になっていることが主な要因です。変更点のみご説明いたします。96、97ページをお開きください。13節委託料につきまして下から4行目の剪定委託料と下から3つ目の施設清掃委託料など、例年5館のうち1年に3館ずつしか実施をしておりますでしたが、1年に1回ずつ全館お願いをすることといたしております。また長与児童館のシャッターの不具合が多いことから保守委託をお願いすることといたしました。そこで委託料の総額が55万6,000円増となっております。15節の工事請負費は南児童館の消防設備に係る取替工事を予定をしております。18節の備品購入費については、5款で43万6,000円の減額となっております。次に100、101ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費2節から4節の人件費について母子保健係の5名分がこども政策課になります。それから助産師や育休代替賃金を28年度はこちらに計上してはいたしましたが、29年度は4款1項3目母子衛生費へ計上しております。よって保健衛生総務費のこども政策課所管分が256万1,000円減額となっております。次に104、105ページをお開きください。4款1項2目感染症予防費ですが、このうちの1億1,834万2,000円がこども政策課所管となります。7節の賃金のパート賃金のうち5万2,000円、通勤手当のうち4,000円がこども政策課です。9節旅費の普通旅費のうち1万8,000円、研修旅費のうち1万1,000円がこども政策課所管です。11節需用費の消

耗品費のうち10万1,000円、印刷製本費のうち35万円がこども政策課です。13節委託料の予防接種委託料のうち1億1,742万円がこども政策課所管です。昨年10月よりB型肝炎が新たに対象となりまして、その分で1,500万ほど増額となっております。20節扶助費は全額こども政策課で里帰り出産の際に県外で予防接種した分の償還払いの分になります。次に3目母子衛生費です。全てこども政策課所管となります。増額の要因は大きく2つ、804万9,000円増額になってるんですけども、1つは先ほども触れましたが前年度まで助産師に係る経費並びに育児休業等代替職員に係る経費を4款1項1目保健衛生総務費で計上しておりましたが29年度は母子衛生費で計上をしております。もう1つは3款1項2目のひばり学級療育指導業務委託料5名のうち1名分を減額し利用者支援事業基本型へ移行している点でございます。母子保健事業につきましてはこども政策課になりましてから、全ての事業の事務事業評価を独自に行い見直しを図りました。前年度との比較では全体額は804万9,000円の増額でございますが、先ほど申し上げましたとおり他の款項目からの組み替え、さらに補助事業に乗せることで国庫支出金の方も451万4,000円の増額となっております。

それでは節ごとに変更点をご説明いたします。1節は利用者支援事業の相談専門員で2名分を計上しております。4節共済費は相談員2名分と育児代替パートの3名分です。7節賃金のパート賃金は利用者支援事業の補助職員として雇用したいと考えております。育児休業等代替職員は母子保健係長が2月より産休に入っている分になります。8節報償費の医師等謝礼につきましては昨年より59万7,000円減額となっております。要支援世帯の早期発見、早期支援につなげるため戸別訪問の強化を図ることに重きを置き事業の精査を行っております。9節旅費の費用弁償6万3,000円は育児休業代替職員と利用者支援事業の嘱託職員の分を新たに計上しております。11節需用費と12節役務費は昨年同様です。106、107ページをお開きください。13節委託料は実績により80万減額をしております。18節備品購入費は子育て相談員と虐待防止相談員の3名を通常の職員机ではなくて、テーブル1台と椅子3脚で対応していくように考えております。それから戸別訪問で使用するための乳幼児用の体重計を購入予定です。19節、20節は例年通りです。次に166、167ページをお開きください。10款4項1目幼稚園教育振興費は全てこども政策課所管です。対前年比184万円の増額となっております。例年との違いは19節負担金、補助及び交付金の1行目、幼稚園就園奨励費補助金が前年度より214万7,000円増額となっております。幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進が講じられており補助金の増額が見込まれております。

次に平成29年度の主要な施策の15、16ページをお開きください。こども政策課の主要な施策としましては、1つ目に放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づきまして洗切小校区のクラブ室の整備を、2つ目に保育の受け皿確保のためにわかば保育園の3歳未満児の定員増と放課後児童クラブの新設を目指しております。3つ目に予算増が著しい保育所及び認定こども園運営費補助金を計上させていただきま

した。次に定期予防接種にB型ワクチンが追加されたことにより1,600万ほど増額となった予防接種委託料を計上しております。次に子育て世代包括支援センターの拡充を図るために利用者支援事業母子保健型に加えて基本型を一体的に実施をする予定です。最後に幼児教育の振興のための補助金である幼稚園就園奨励費補助金事業を掲載しております。29ページをお開きください。29ページに特別職非常勤職員報酬一覧を、1番下の段のところにこども政策課所管がございます。35、36ページをお開きください。補助金、負担金一覧でございますが、35ページから36ページにかけてこども政策課所管を掲載しております。43ページをお開きください。社会保障施策に要する経費でございますが、社会福祉の障害者福祉事業、児童福祉事業、母子福祉事業の一部と保健衛生の母子保健事業がこども政策課関連でございます。44ページをご覧ください。長期継続契約予定の一覧のこども政策課分は、高田保育所における施設保守管理委託料を3年契約にする予定にしております。

以上がこども政策課所管です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。かなりボリュームがありますので頑張ってやっていきたいと思っております。まず12、13ページ。歳入からいきます。ここで何かありませんか。いいですか。保育料関係ですね。次18、19、ここで何かありましたらどうぞ。いいですか。次20、21ページ、いいですか。ここらへんは、他の課と混在しておりますので分かりにくいかもしれませんが。いいですか。次22、23、このページで何かありましたらどうぞ。いいですか。では24、25。それでは次行きます。30、31、繰入金のところですね。いいですか。雑入のところ34、35、いいですか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

35ページの下から2行目の放課後児童クラブ光熱水費負担金、今年からこの光熱費を取るようにしたという説明があったので、これはどの分ですか。児童館の分ですか。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

児童館で放課後児童クラブを運営している分とあと洗切小学校で1クラブありますので、公的施設を使って放課後児童クラブ運営されている分に対しまして水道光熱費全部、町が負担をしておりますのでその部分の負担をお願いを次年度からしております。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

住民負担をかける場合には条例か何かやっぱり措置が必要じゃないのかなど。単純に使うからやりなさいと。気持ちは分かりますけどね、何かの条例か規則かをつくる必要があるんじゃないかと思うんですけども、それは必要はないのでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

当初は子メーターをつけたりとかそういうところで直接お支払いをしていただこうと思っていたんですけども、子メーターをつけたりとかする手間といいますか予算がかなりかかるというところで、実際に児童館を使っている子供の割合とか使っている面積とかで案分をしてこういう形でどうでしょうかという形で協議をさせてもらって、負担割合というのを決めさせていただいております。使用料といいますか、一旦こちらが立て替えたものを払っていただくという形をお願いしております。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。

次、歳出行きます。歳入の部分はまだ後で総括的にいきますのでその際にでもお願いをします。78、79、ここも他の課とのあれが混在していますけれども、いいですか。80、81。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

81ページの障害者福祉費の報酬というところで、ひばり学級療育指導員の部分ですね、5名から4名に減らして、その代替といいますか別の説明をいただいたのですが、これによって指導員が減になることによる影響というのはないものか、ここをお伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

5名が4名になるのが83ページのひばり学級療育指導業務委託料の部分なんですけれども、報酬の分はパートの部分になります。今までひばり学級の方で療育活動をしていただいていたんですけども、そこにすごく相談が集中してきまして、なかなか指導員の先生方も療育に集中できないぐらい相談が増えてきたというところで、その部分を役場の方で一旦引き取りましょうということで利用者支援事業の方に移行をしたいと思っております。療育活動の部分につきましては4名とこのパートの5名で運営ができるようになっております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。次のページ、82、83、ここはいいですか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

83ページのひばり学級の消耗品費の23万1,000円ってこれはなんとおっしゃいましたっけ。ご説明されたんですかね。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

ひばり学級でもいろんな行事をしておりますして訓練用の教材費になります。消耗品はですね。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。次84、85、前のページからの続きですね。なければ88、89、3款2項1目。いいですか。次のページ、90、91。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

89ページで児童クラブの施設整備、洗切ということですが、洗切小学校の中で児童クラブを運営されていますけれども、改修するというのはその部分を増設するのか、それとも洗切小校区の中にまた別の運営をするのか。このあたりちょっとご説明いただけないでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

洗切小学校の1教室を今使わせていただいているんですけども、1クラスの面積が38人分なんです。今ちょうど40名をちょっと超えてるぐらいで推移をしております、5年間の経過措置の間にひょっとしたら2支援にしないといけないかもしれませんし、今も40名ぐらいいらっしゃいますので、2教室あった方が非常に子どもたちにとってもいいだろうということで。児童館等は専用室があり、他にも自由にできるスペースがあるわけなんですけども、洗切小校区についてはその教室だけしか過ごす場所が限定されておりますので、子どもたちの過ごす場所を少し増したいということでもう1クラスもらいまして、2教室分を学童の専用室ということで、将来的にもし増えた場合には2支援、一応予定としては1支援で何とかいけないかなと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。90、91、ここではありませんか。いいですか。次94、95の3款2項4目、次のページまで。ここで何かありましたらどうぞ。

安部委員。

○委員（安部都委員）

95ページの児童厚生員の報酬が40万5,000円下がった要因は何でしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員、整理してから。ちょっと待ってください。いいんですか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

申し訳ありません。40万5,000円下がった箇所をお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

4目児童館費の総枠で40万5,000円減額という説明をさせていただきまして、実際に減額になっているところは、工事請負費と備品購入費のところが減額になっております。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。トータルで40万5,000円の減額ですね。

次のページ、96、97、いいですか。なければ次行きます。104、105、4款1項3目。104、105、3目はこども政策課ですね。いいですか。次の106、107、この中段までですね。なければ166、167、10款4項1目幼稚園教育振興費、次のページの上段までですね。ここで何かありましたらどうぞ。いいですか。なければ、債務負担行為それから主要な施策に関する説明書、歳入歳出予算に関する説明書、総体的に何かありましたらどうぞ。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

89ページの児童クラブ施設整備工事の洗切の分ですけれども、先ほど堤委員の関連でございますけれども、工事請負費が566万1,000円と額がちょっと大きいわけがございますけれども、内容としてどういう。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

学童の専用教室から学校の方に入れないように、まずは壁といいますか、仕切りをつくるというのが1つ。あと教室の床がだいぶん寒いといいますか、全部床のやり換えをやりますということと、あと静養室がありませんでしたので、パーテーションで区切るような形で静養室を設けるということと、あと隣のクラスではあるんですけれども、雨樋をつけるというのが内容になっております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

主要な施策に関する説明書の35ページでいろんな補助金関係が出てるんですが、そ

の中で上から1、2、3、4、5、6、7、放課後児童クラブの障害児受入促進事業補助金が1000万ほど減額になってますね。先ほど福祉課の方でお伺いしたときに、いわゆる障害児の通所、放課後デイですね。これが3,000だったかな、かなり増額になってまして、この放課後児童クラブの障害児からそっちの方に移行したのかなと思うんですが、全部が全部移行するわけではないんでしょうが、この分もやはり減額というのは、放課後デイの方が結構受け入れるということでこういう形になったのか。このあたりご説明いただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

放課後児童クラブ運営費補助金というのと、放課後児童クラブ障害児受入促進事業補助金というのがあるんですけども、この障害児受入促進事業補助金の中に2本あったんですよ。1人でも障害児がいた場合に補助をしますよという分と、1クラブに5人以上いる場合には追加で加算をして補助をしますと、2本立てになっておりまして、両方、障害児受入促進事業補助金の方に入っていたんですけども、29年度からは運営費補助金の方に1人でも障害児がいた分はそちらの方で運営費補助金の方でみますということになりました。2本立ての分の下の方が運営費補助金の方に移行をしております、減額という形に見えておりますけれども、実際に障害児の受け入れに関しましては、26年度に15名、27年度20名、今年度24名という形で徐々にではありますけれども増えているという形で、障害児の補助金に関しましては放課後児童クラブの方も少しずつ増えておりまして、補助金額も増えているような状況になっております。決して障害児の通所をデイの方に移行しているということではなくて、それぞれに対象児童が増えているのではなかろうかと思えます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

主要の施策の16ページですけども、ここで感染予防費1,619万4,000円なんですけど、そのうちの昨年の10月からのB型肝炎ワクチンが定期接種が実施されておりますけれども、今までの定期接種を受けた子どもたち、乳児の数とこれから29年度はどのくらい予定をされているのか教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

まだ28年度のB型肝炎が何人受けたかというのは報告がきちんと上がってこないような状況になっています。28年の10月から半年分で1人3回打つんですけども、

それで500万ちょっとさせていただいたんですけども、来年度はB型肝炎だけで2,200回の接種回数で1,500万を計上させていただいております。B型肝炎につきましては。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

さっきの1,740回というのは、何の分ですか。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

すいません。全然違う欄を見ておりました、ヒブとか肺炎球菌のところは1,740になっておりました。失礼いたしました。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

生まれてから1年未満の乳児に3回打つわけですよ。それが2,200回というところで770人ですか、予定は。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

B型肝炎は2,200人、延べ人数で2,200人計上をさせていただいております。接種延べ人数が2,200人になっております。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

それについては、検査を受けてくださいという通知をされるんですか。3回の方は。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

これは予防接種の案内を去年10月にスタートしたときに、対象者の方に個別のはがきで案内をしております。今現在は健診とかに来られますので、その際に始まりましたということでご案内をさせていただいております。あと同時期にヒブとか他の肺炎球菌とか子どもさんが打つ分がございますので、病院の方からも紹介をさせていただいているところです。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

35ページの先ほど申しあげました放課後児童クラブの光熱費の負担金という電気使用料ですね。だからこれは双方で話し合っただけで負担をさせるべきものではないだろうと。自治法上でも税金以外は、使用料とか負担金とかそういうものは条例で定めて、議会の議決を経たうえで使用料なんかもとれる権利が出てくるわけなんです。だから税は税法です。だから本来はそれ以外は負担をさせてはならないわけなんです。ところがその自治法の何条ですかね。使用料225条か。これで使用料及び負担金、そういうものがとれるということで今、知ってのとおり学校の体育館、例えば100円電気代ですね。それでも条例を定めていただいております。だからこれも学校の施設の電気代を町が払って、そのあとにもらうわけなんです。その条例に基づいて。だから先ほど課長が言うように、使ったものの後で払ったんだからということではいかならうと僕は思うんです。そういうことでこれは十分、法的なものも研究して、単純に使っているから払ってよということではないだろうと私は思います。ただそのあたりは十分に検討を部長、内部ですべてしていく必要があるんじゃないかな。条例も何も無いのに取れるのかどうかというね、初期的なものから。気持ちは分かりますけど。そういうことを是非検討すべきだと思いますけれども、どうですか。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

放課後児童クラブの運営補助金の中に水道光熱費も含めたところで補助金を一旦払っているというのもありまして、そこで相殺をさせていただくということでお話を進めてまいりました。他の市町村も同じような形で案分だったりとか、人数とか面積の案分で相殺をしているけれども、どこも条例に定めてはおりません。補助金として一旦出したものを返還していただくような形での対応をさせていただいております。

○委員長（喜々津英世委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

それでは、こども政策課所管の審査を終わります。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

（散会 17時6分）